

ぎふ農業・農村基本計画

(令和3～7年度)

中間見直し素案

(見直し対象抜粋版：第1章～第6章まで)

第1章 はじめに

1 趣旨

平成28年に「ぎふ農業・農村基本計画」を策定し、令和2年度を目標として、本県農業・農村の振興に取り組んできました。

その間、国内では、人口減少の進展に伴う国内マーケットの縮小、令和2年1月に発効された日米貿易協定などグローバル化が一層進んできたほか、頻発化・激甚化する自然災害や平成30年9月、国内で26年ぶりに発生が確認された豚熱、さらには、新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しています。

一方、県内の農業・農村の現場では、人口減少、高齢化による担い手不足がますます深刻化し、農業産出額も減少傾向となっています。特に、中山間地域では、鳥獣害や耕作放棄が深刻化するなど、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されています。

こうした本県の農業・農村が直面する課題に対応するため、令和3年度から当面5年間に県が重点的に取り組む施策を示すため、新たな計画を策定します。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略(平成31年3月策定)」の政策の方向性を反映するとともに、整合性を保ちつつ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策を示すものです。

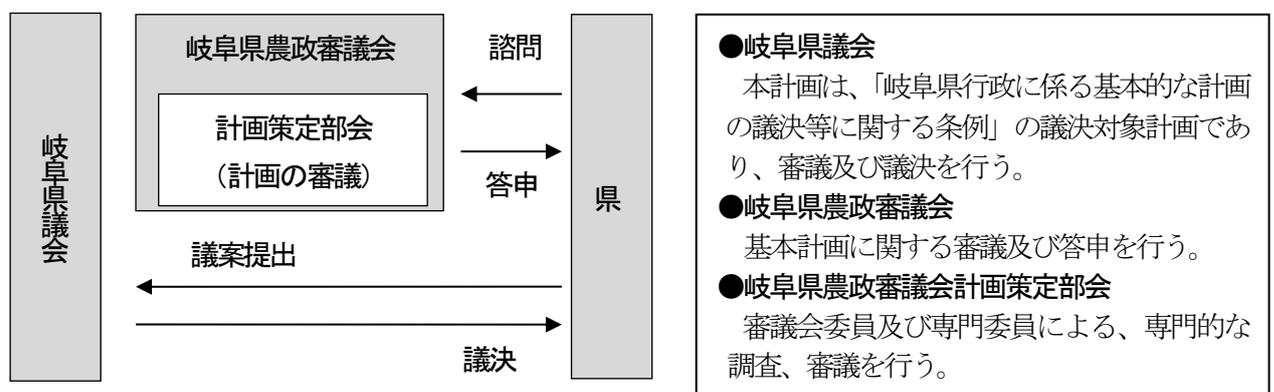
また、県の農業・農村振興に関する計画の最上位に位置付けるものであり、今後、策定・変更する農業・農村振興に関する諸計画は、本計画の方向性などを踏まえて、策定又は変更を行います。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※新型コロナへの対応など情勢が2～3年で大きく変わることを踏まえ、5年間の計画期間の中間年で必ず見直します(令和5年度末予定)。

4 策定体制



5 計画の推進と管理

本計画の推進にあたっては、「清流の国ぎふ憲章」に定められた、「知」「創」「伝」の3つのキーワードで示された取組みの姿勢を基本とし、農業者はもとより広く県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組みが重要です。

このため、県では農業者や県民の皆様をはじめ、市町村や関係団体などと相互に連携・協働しながら、本県の特長や実情に応じた施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな取組みへと繋げていきます。

進行管理については、県において本計画に掲げた施策や目標値の達成状況を、毎年岐阜県農政審議会へ報告するとともに、ホームページなどを通じて公表します。

第2章 前計画の評価と残された課題

前計画（H28～R2）では、「未来につながる農業・農村づくり」を基本理念に掲げ、その実現に向け、「多様な担い手づくり」、「売れるブランドづくり」、及び「住みよい農村づくり」の3つの基本方針に基づいて各種施策に取り組んできました。

前計画の実績を評価し、残された課題を明らかにするとともに、今後、さらに取り組むべき課題を整理しました。

①多様な担い手づくり

■ 新たな担い手育成

〔評価〕 就農相談から定着まで一貫した「岐阜県方式」による支援により、新規就農者、雇用就農者、定年帰農者など、新たな担い手を着実に育成することができました。

（担い手育成数 R1 目標：1,600人→実績：1,918人 /R2 目標：2,000人）

〔課題〕 技術不足等により、経営が軌道に乗っていない新規就農者がいることや、農産物価格の低迷や資材費の高騰など担い手をとりまく経営環境は不安定であることから、経営安定に向けたフォローアップの強化などが必要です。

■ 認定農業者の育成

〔評価〕 認定新規就農者からの移行、認定農業者のメリット措置の周知等により、新たな経営体が認定される一方、高齢化による規模縮小や不安定な経営基盤等により認定を継続しない経営体も多く、認定農業者全体としては、目標を下回っています。

（認定農業者数 R1 目標：2,890人→実績：2,192人 /R2 目標：3,000人）

〔課題〕 若い農業者や設立間もない法人、人・農地プランの中心経営体などを認定農業者へ誘導するとともに、農業経営改善計画に掲げる目標を達成できるよう、経営の安定に向けた支援が必要です。また、リタイアする認定農業者の経営基盤の継承も併せて進めていくことが必要です。

■ 担い手への農地集積の推進

〔評価〕 特に営農条件が不利な中山間地域において、担い手不足や畦畔管理の負担等により、集積が進んでおらず、目標を下回っています。

（担い手への農地集積率 R1 目標：58.0%→実績：37.0% /R2 目標：64.0%）

〔課題〕 集積に向けた地域の話合いを活性化させるため、農地の利用状況や耕作者の年齢などの現状の可視化を進めていくことが必要です。特に、中山間地域においては、営農条件の改善や、担い手の確保、草刈り・水管理などの管理労力の軽減が必要です。

②売れるブランドづくり

■ ぎふクリーン農業生産登録者のGAP導入の推進

〔評価〕 GAP指導員によるきめ細かな指導等により、東京オリンピック・パラリンピックの食料供給を契機に創設した「岐阜県GAP確認制度」などのGAPに取り組む実践者数を着実に育成することができました。

(GAP導入率(ぎふクリーン農業生産登録者) R1 目標:25%→実績:28% /R2 目標:30%)

〔課題〕 GAPに取り組む農業者の更なる拡大に向け、新たなGAP制度「ぎふ清流GAP評価制度」普及の推進が必要です。

■ 農畜水産物の輸出拡大

〔評価〕 観光・食・モノを三位一体でPRする「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」を推進し、飛騨牛、鮎、柿をはじめとした農畜水産物の輸出額は目標を大きく上回りました。

(農畜水産物の輸出額 R1 目標:8億円→実績:15.5億円 /R2 目標:10億円)

〔課題〕 日米貿易協定の発効や中国における牛肉輸入解禁の動きなど海外市場の拡大を好機と捉え、飛騨牛、鮎、柿の更なる輸出拡大を図るほか、これらリーディング品目に続く、新たな輸出品目の育成が必要です。

■ 朝市・直売所販売額の増加

〔評価〕 小規模直売所の閉店により、直売所の店舗数は減少したものの、大規模直売所の販売額が増加したこともあり、販売額は目標を上回りました。

(朝市・直売所販売額 R1 目標:138億円→実績:153億円 /R2 目標:140億円)

〔課題〕 地産地消の重要な推進拠点である朝市・直売所の維持・発展に向けて、特に高齢化等により販売額が減少する直売所等への支援が必要です。

③住みよい農村づくり

■ 耕作放棄地の解消

〔評価〕 重点支援地区に対する、農業者、農業委員会、市町村、県など関係機関が連携した解消に向けた取り組み等により、目標値を上回る耕作放棄地を解消することができました。

(耕作放棄地の解消面積 R1 目標:280ha→実績461ha /R2 目標:350ha)

〔課題〕 特に中山間地域において人口減少や高齢化が進展していることなどを踏まえ、発生防止にも重点を置き、優良農地を守っていく必要があります。

■ 湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の増加

[評価] 地元との調整や工事管理の円滑な進行により、ため池・排水機場の改修等の対策を着実に進めてきたことで、目標値を上回りました。

(湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 R1 目標：800ha→実績：1,219ha /R2 目標：1,000ha)

[課題] 近年、頻発化・激甚化する豪雨などの自然災害に備え、計画的なため池・排水機場対策と併せて、地域防災力の向上を図る対策が必要です。

■ 鳥獣被害対策実施集落割合の増加

[評価] 鳥獣被害対策専門指導員の巡回指導等により、平成 29 年度中に、全ての集落において防護柵の設置や捕獲など何らかの対策を講じるようになり、目標を達成しました。

(鳥獣被害対策実施集落割合 R1 目標：98%→実績：100% /R2 目標：100%)

[課題] 鳥獣による農作物被害額は年々減少傾向にあるものの、直近 (R1 年度) の被害額は約 2 億円にのぼることなどを踏まえ、各集落において防護柵の整備や捕獲を総合的に取り組むなど、鳥獣被害対策の更なるレベルアップが必要です。

第3章 社会情勢の変化と時代の潮流

(1) 本格的な人口減少時代の到来

本県の総人口は、平成30年9月1日に、35年ぶりに200万人を割り込み、人口減少はさらに進み、今後10年間で毎年1万6千人程度減少していくことが見込まれています。

(2) 農畜水産物をめぐる国内マーケット環境の大きな変化

人口減少、高齢化に伴い、国内の農畜水産物のマーケットは縮小傾向となっているほか、単身・共働き世帯の増加に伴う食生活の多様化や流通・販売チャネルの多層化など、マーケット環境は大きく変化しています。

(3) 経済のグローバル化の一層の進展

TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定などの大型の経済連携協定が相次いで発効されるなど、農業を含む経済のグローバル化が大きく進展しています。

(4) 国の「食料・農業・農村基本計画」の見直し

かつてない少子高齢化や人口減少の波が押し寄せる中でも、国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、食料の安定供給の役割や農業・農村における多面的機能が将来にわたって発揮されるような、食料・農業・農村の持続的な発展の道筋を示すこととされています。

(5) 持続可能な社会実現への貢献

「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』づくり」に向けて、「オール岐阜」で環境保全の推進などSDGsを推進しており、このような動きを捉えながら、農業・農村の活性化につなげていくことが重要です。

(6) 家畜疾病対策の重要性の高まり

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱や国内への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱などに対応するため、飼養衛生管理の更なる強化や野生いのししからの豚熱の感染防止などの対策の重要性が高まっています。

(7) 頻発化・激甚化する自然災害への対応

平成30年の7月豪雨や台風21号をはじめ、近年、大規模な自然災害が頻発しており、農林水産関係の被害額は増加傾向にあるため、防災・減災を一層推進するとともに、気候変動への適応を進める「適応復興」の考え方を踏まえた国土強靱化の取組みの強化が必要です。

(8) 「みどりの食料システム戦略」を踏まえた対応

令和4年7月1日に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、国が策定する基本方針に沿って、都道府県と市町村が協力・連携して、本県の実情を踏まえた、環境負荷低減活動など、みどりの食料システムの実現に向けた取組みが必要です。

(9) 物価高騰等を踏まえた国の食料安全保障強化に向けた動向

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」について、世界の食料需給等を巡るリスクの顕在化を踏まえ、新たに食料安全保障の確立が柱として位置付けられるとともに、令和4年9月、政府の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」で、食料安全保障の強化と持続可能な成長を推進していくため、農政の根幹である「食料・農業・農村基本法」について、制定後20年間で初めての法改正を見据え、見直しを進めることとされるなど、こうした国の動向を踏まえた取組みが必要です。

(10) アフターコロナなど新たな政策課題への対応

令和4年度から令和8年度を計画期間とする「岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画」が策定され、農畜水産業分野として、スマート農業・データ活用型農業の加速化など、政策の方向性が位置づけられたほか、令和4年4月に「農福連携」の更なる推進を図るため、「ぎふ農福連携アクションプラン」を策定したことなど、新たな政策課題への対応が必要です。

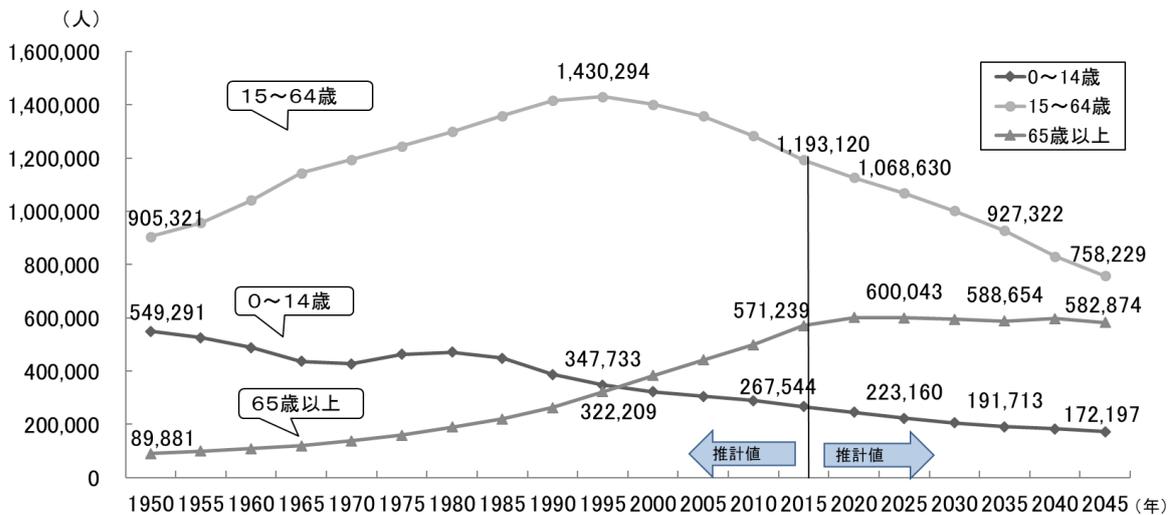
第4章 本県農業・農村を取り巻く現状

(1) 本県人口の動向

本県の令和元年10月の人口は198万9千人（岐阜県人口動態統計調査）であり、そのうち、中山間地域が全体の26%です。本県人口は、平成12年の約210万8千人をピークに減少傾向となっており、今後も減少を続け、令和27年には約151万人となる見込みです。

特に、地域や経済の担い手である、いわゆる現役世代（15歳～64歳）の減少が顕著となっています。

年齢区分別県人口の推移と将来推計



総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

(2) 農業生産の担い手

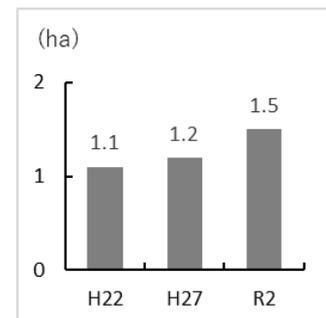
本県の令和2年の農業経営体は2万1千経営体（概数値）であり、平成27年の3万経営体に比べて、29.1%減少しました。そのうち、法人経営体は675経営体（概数値）であり、平成27年の581経営体に比べて、16.2%増加しています。

また、1農業経営体当たりの経営耕地面積は1.5ha（概数値）で、平成27年の1.2haに比べて、25.1%増加しており、大規模化が進んでいます。

農業経営体の推移 (経営体)

	農業経営体の推移 (経営体)			
	農業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
平成22年	37,287	36,517	770	473
平成27年	29,643	28,833	810	581
令和2年	21,015	20,179	836	675

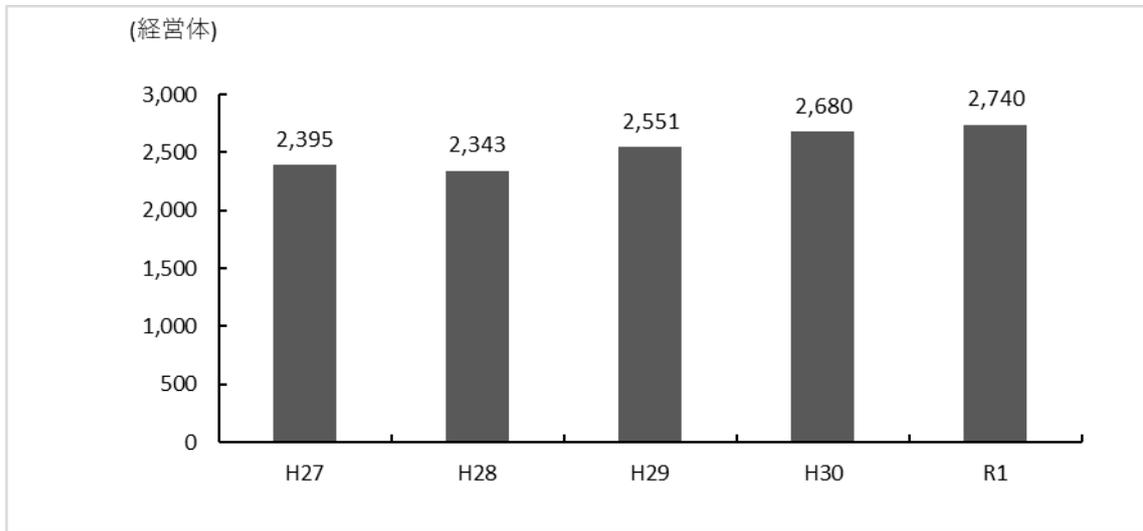
1農業経営体当たりの経営耕地面積の推移



農林水産省「2020 農林業センサス」

また、農業経営体のうち、地域農業の中心を担う経営体数（認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者の計）は、令和元年は2,740 経営体であり、平成27年の2,395 経営体に比べ、14.4%増加しています。

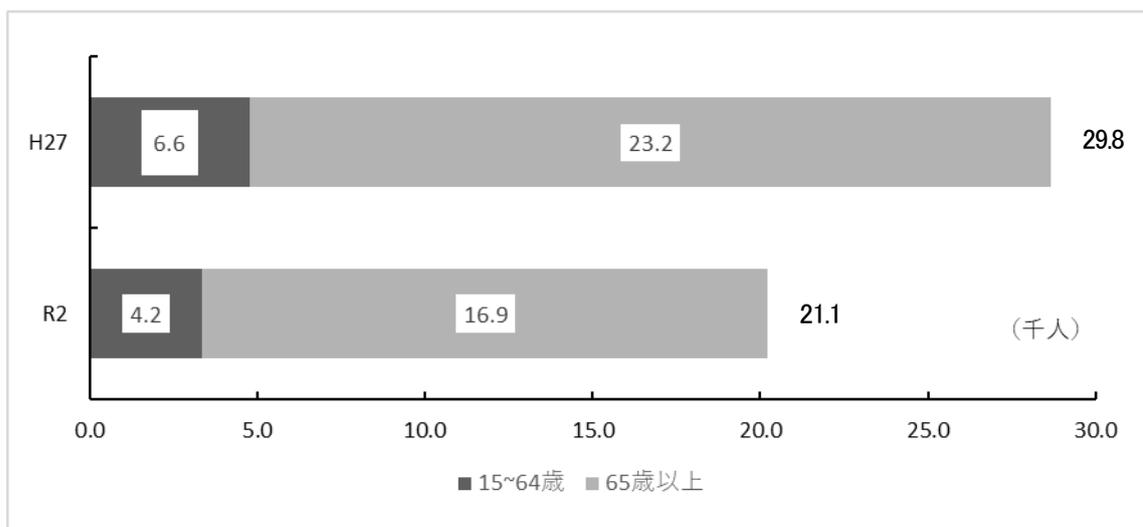
中心農業経営体の推移



県農業経営課調べ

また、農家世帯員の労働力の観点から見てみると、本県の令和2年の基幹的農業従事者（農業を主な仕事とする世帯員数）は約2万1千人（概数値）であり、平成27年の約3万人に比べ、29.5%減少しました。年齢別内訳は、65歳以上が1万7千人（概数値）であり、全体の80.2%を占め、平成27年の77.8%に比べ、2.4ポイント上昇し、高齢化が進んでいます。

基幹的農業従事者（個人経営体）の推移



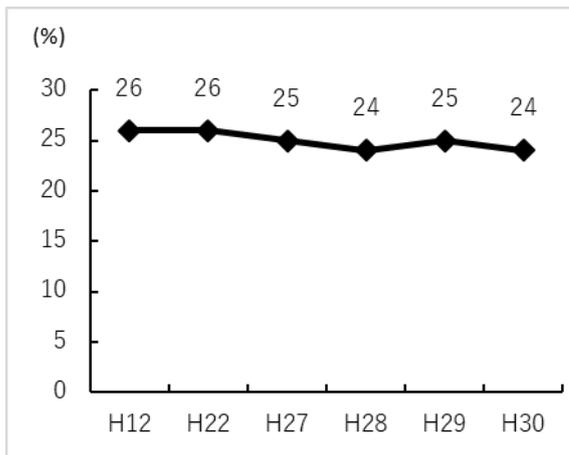
農林水産省「2020 農林業センサス」

(3) 食料自給率

本県の平成 30 年度の食料自給率は供給熱量ベースで 24%であり、近年は 25%前後で推移しています。これは、耕地率が 5.2% (全国 44 位、R2) と低いことや魚介類を供給する海がないなどの要因から、全国の 37%に比べ、低い水準となっています (同 35 位、H30)。

なお、飼料自給率を反映しない食料国産率は供給熱量ベースで 32%であり、食料自給率に比べ 8 ポイント高くなっています。

食料自給率 (供給熱量ベース) の推移



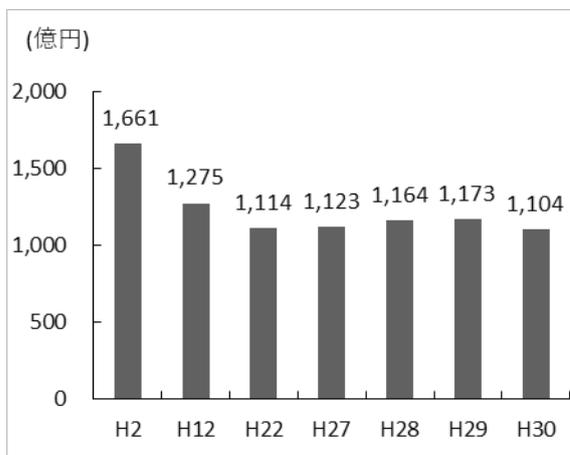
*食料国産率は、国が令和 2 年 3 月に見直しを行った「食料・農業・農村基本計画」において新たに設定した、飼料が国産か輸入かに関わらず、国内で実際に生産された畜産物に着目し、食料全体の供給に占める割合を示したものである。

農林水産省、H30 の数値は概算値

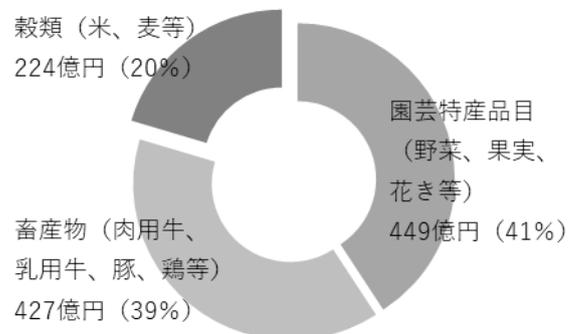
(4) 農業産出額

本県の平成 30 年の農業産出額は、1,104 億円であり、近年は横ばい傾向となっており、このうち、中山間地域が全体の 60%を占めています。品目別内訳は、野菜、果実、花きなどの園芸特産品目が 449 億円 (41%)、畜産物が 427 億円 (39%)、米などの穀類が 224 億円 (20%) であり、園芸と畜産で 8 割を占めています。

農業産出額の推移



農業産出額 (H30)

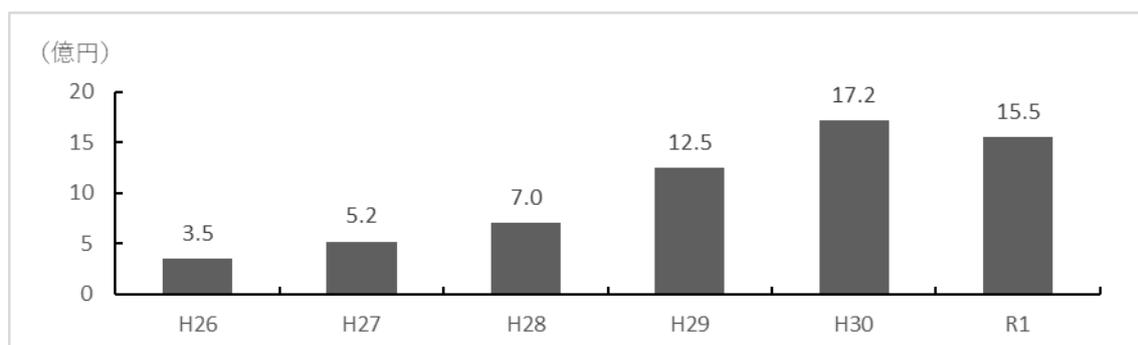


農林水産省「生産農業所得統計」

(5) 農畜水産物の流通・販売

本県では、海外輸出、大都市圏での販売、地産地消など、農畜水産物の特徴を活かした流通・販売を展開しています。特に、輸出については、観光・食・モノを三位一体でPRする「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」を通じて、海外販路を着実に開拓し、令和元年度の輸出額は約15億5千万円まで拡大しました。そのうち、飛騨牛が約14億5千万円と、全体の93%を占め、その他の主要品目では、柿が約3千万円、鮎が約3百万円となっています。

農畜水産物の輸出額の推移



県農産物流通課調べ

(6) 農村の持つ資源と機能

農業・農村の有する多面的機能は、「食料・農業・農村基本法」第3条により「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」と定義されており、国民の生活や経済の安定に果たす役割を踏まえ、将来にわたって適切かつ十分に発揮されなければならないことが定められています。

本県の農業・農村の多面的機能評価額は1,424億円であり、このうち、中山間地域が785億円です（※評価額の一部については推定値）。

岐阜県の農業・農村の多面的機能評価額（県推計値）

機能	R1
①洪水防止	(億円/年) 632.2
②水源涵養	489.4
③土壌浸食防止	48.9
④土砂崩壊防止	23.8
⑤有機性廃棄物処理	0.1
⑥大気浄化	1.2
⑦気候緩和	2.6
⑧保健休養・やすらぎ	225.8
合計	1,424

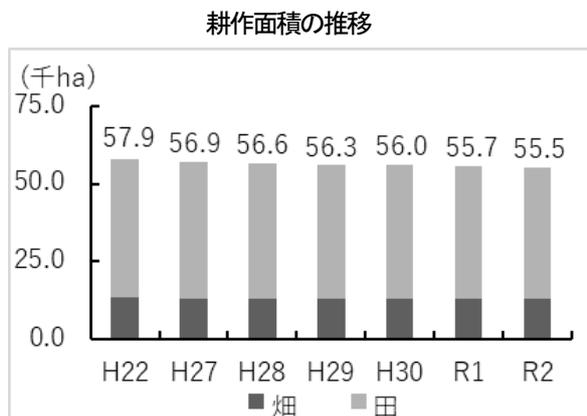
*本県における農業・農村の有する多面的機能については、平成18年3月に国の諮問を受けた「食料・農業・農村基本問題調査会」において示された代替法により評価額を算定した。今般、現在の多面的評価額について前述の評価法により、各種数値、単価を置き換えて算出している。

県農村振興課調べ

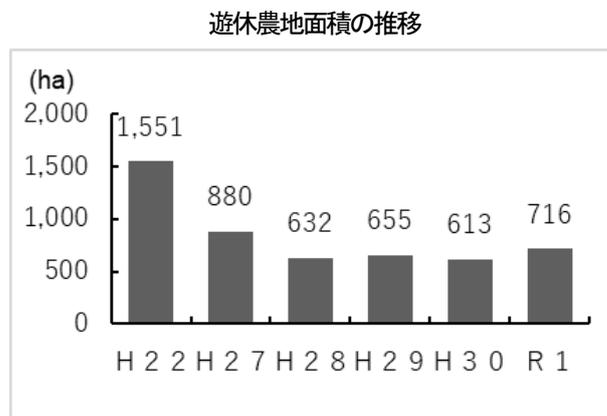
(7) 農地の状況

本県の令和2年の耕地面積は55,500haであり、ゆるやかな減少傾向となっています。内訳をみると、田畑別では、田が42,500haと全体の77%を占め、全国平均の54%に比べ、水田の割合が高くなっており、また、地域別では、令和元年の耕地面積のうち中山間地域が全体の49%を占めます。

令和元年の遊休農地面積は716haであり、近年は概ね横ばい傾向となっており、このうち、中山間地域が73%を占めます。



農林水産省「耕地面積調査」

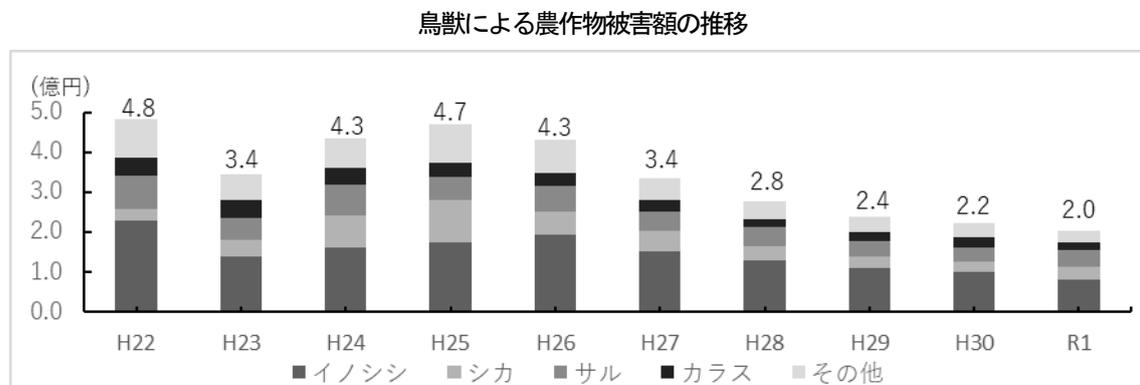


農林水産省「農地の利用状況調査の結果」

(8) 鳥獣被害の状況

本県では、平成22年度において約4億8千万円の被害が発生したため、岐阜県鳥獣被害対策本部を平成23年1月に設置し、鳥獣害対策を実施してきており、以来、平成26年度まで4億円を超える被害があったが、以降、年々減少し、直近の令和元年度では、約2億円となっています。

なお、令和元年度の獣種別の被害内訳は、イノシシが約8千万円(40%)、ニホンザル(以下「サル」という。)が約4千万円(21%)、ニホンジカ(以下「シカ」という。)が約3千万円(15%)、カラスが約2千万円(9%)、その他が約3千万円(15%)となっており、近年の被害獣種の傾向として、イノシシは減少傾向にあるものの、シカ、サル、カラスではほぼ横ばい傾向となっています。



県農村振興課調べ

第5章 計画の目指すべき将来像、基本方針

1 背景と目指すべき将来像

<背景>

本県の農業・農村は、これまでも、そしてこれからも、県民に安全・安心な食料を提供するとともに、県土の環境を守る大きな役割があります。

人口減少・高齢化が本格化し、さらには想定外の自然災害やウイルスなど新たなリスクが顕在化する中でも、「岐阜らしさ」を存分に発揮した農業・農村づくりを目指します。

<目指すべき将来像>

- ▶ 経営規模の大小に関わらず農業者・漁業者が新しい時代に対応し、それぞれの役割のもと農業・農村を支える
- ▶ 自然災害などの危機事案に対応でき、強靱でありかつ食料供給の基盤等の多面的な機能を発揮できる農村を実現する
- ▶ 目指すべき姿の実現と並行して、新型コロナを教訓とし、また、新型コロナを契機に高まる「地産地消」や「田園回帰」などの潮流、国の「みどりの食料システム戦略」及び国際情勢等に伴う食料安全保障強化の動きやSDGsの理念を踏まえつつ、農業者等の所得増大や農村地域の活性化を図るなど農業・農村づくりを推進する。

2 基本理念と4つの基本方針

<基本理念>

「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり

～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～

<4つの基本方針>

- (1) ぎふ農業・農村を支える人材育成
- (2) 安心で身近な「ぎふの食」づくり
- (3) ぎふ農畜水産物のブランド展開
- (4) 地域資源を活かした農村づくり

3 重要テーマ

人口減少、高齢化が進む中山間地域でも、本計画の基本理念を実現できるよう、重要テーマ「中山間地域を守り育てる対策」を設定し、重点対策を展開します。

基本理念

「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり
 安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して

基本方針と観測指標

(1) **ぎふ農業・農村を支える人材育成**
 中心農業経営体数

(2) **安心で身近な「ぎふの食」づくり**
 食料自給率
 農業産出額

(3) **ぎふ農畜水産物のブランド展開**
 農畜水産物の輸出額

(4) **地域資源を活かした農村づくり**
 耕地面積

重点施策

- ①担い手の経営発展への支援強化
- ②産地の実情に応じた多様な担い手の育成・確保
- ③本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開
- ④農村を支える集落営農組織・活動組織の持続的な活動のための体制強化

- ①地産地消県民運動の展開
- ②安心と信頼を届ける農畜水産物の生産展開
- ③水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開
- ④家畜伝染病(豚熱、アフリカ豚熱など)に対応できる畜産産地づくり
- ⑤県民の食を支える生産基盤の整備
- ⑥食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築
- ⑦岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進

- ①輸出拡大の強化
- ②大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化
- ③飛騨牛をはじめとする売れる畜産物を支える体制強化
- ④主要園芸産地の生産体制強化
- ⑤新たな需要開拓による花き振興
- ⑥鮎を守り育てる体制の構築
- ⑦ブランド展開を支える新品目の創出と生産流通技術の開発

- ①災害に強い農村づくり
- ②農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策
- ③世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承と持続的発展
- ④棚田など地域の魅力を活かした農村の活性化

【重要テーマ】中山間地域を守り育てる対策

※観測指標(上記、点線枠内)
 複数の重点施策による基本方針単位の効果を見るための物差しとして、「観測指標」を設定。

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(1) ぎふ農業・農村を支える人材育成

① 担い手の経営発展への支援強化



現状と課題

- ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」と地域の関係機関で構成する「地域就農支援協議会」、「就農応援隊」が連携し、相談、研修、就農、定着まで一貫した就農支援を実施しています。
- 新規就農者が着実に育成される一方で、経営が不安定であることを理由に離農する者や、所得目標が達成できず、経営が軌道に乗っていない者もあり、就農者の早期の経営安定が課題です。
- 頻発する自然災害や資材価格の高騰、農産物価格の低迷など担い手を取り巻く経営環境は不安定なものとなっています。
- 経営環境の変化に対応し自らの創意工夫で経営発展を目指す「認定農業者」は2,192経営体で、経営類型別では、園芸が最も多く、次いで穀類となっています。高齢化などにより認定を継続しない経営体も多く認定数は横ばい傾向であり、新規就農者や地域の担い手の「認定農業者」への移行をさらに進める必要があります。
- 気象変動や病害虫への対応、GAPや最新技術の導入等により農業経営を安定させるためには、ICT技術を利用し、迅速かつ効果的に技術支援や情報提供が行える指導体制を強化する必要があります。
- 令和4年5月に成立した農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村において地域農業の在り方を定めた地域計画を策定し、目指すべき農地利用の姿を地図で明確化することとなりました。この実現に向け、農地の集約化等を促進する必要があります。
- コロナ禍で人材不足が深刻化したことなどを踏まえ、農業現場における労働力確保に向け、他産地や他産業との連携強化を図り、働き手を融通し合う取組みが必要です。

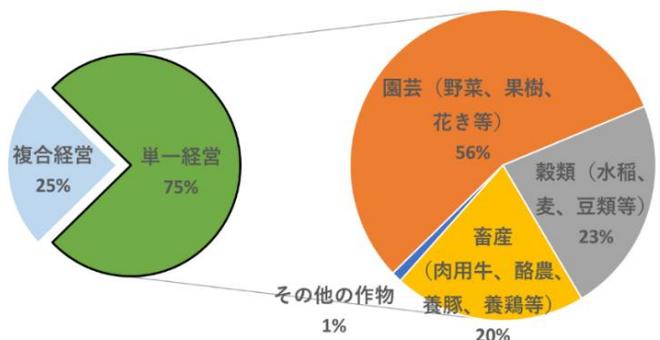
新規就農者の離農理由

離農理由	人数
経営不安定	22
地域内孤立	10
家庭事情	11
自己都合	14

*平成21年度～平成30年度の新規就農者(828人)のうち
離農した45人の理由(複数回答有) 県農業経営課調べ

認定農業者の経営類型の内訳 (R1)

認定農業者数：2,192経営体



県農業経営課調べ

■新規就農者への技術・経営面での伴走支援強化

- 市町村、JA、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」等の関係機関が連携し、個別巡回や相談、専門家派遣、研修会の開催など、技術・経営両面からのフォローアップを強化し、新規就農者の「認定農業者」への移行を進めます。
- 新規就農者の早期の経営確立を支援するため、就農準備や就農直後の資金交付、初期投資負担を軽減する機械・施設の導入支援や無利子資金の貸付け、関係機関と連携した中古施設や機械の情報提供・斡旋を行います。
- 家族経営を継承する親元就農者の経営発展を支援するため、技術・経営面の知識を習得するための研修会を開催するとともに支援金を交付します。
- 新規就農者や青年農業者などの仲間づくりを行うため、研修会、指導農業者等の岐阜県農業担い手リーダーとの交流会を開催します。

■経営環境の変化に対応できる経営体の育成 <中山間向け施策 該当>

- 認定農業者等が行う経営安定を目指した新品目や新技術の導入、6次産業化などの新たな分野にチャレンジする取組みを支援します。
- 認定農業者等の経営発展に必要な機械・施設等の整備を支援します。
- 将来の目指すべき農地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用して、農業を担う者への農地集積を進め、規模拡大や集約化による経営の効率化を推進します。
- 自然災害や価格低下などによる収入減少に備えるため、関係機関と連携して、農業共済や収入保険の積極的な加入を促進します。
- 農業現場の労働力不足を解消するため、農業分野で重要な人材となっている外国人の雇用促進のため、技能実習制度や特定技能制度による雇用及び地域への定着に向けた取組みを支援するほか、県域を越えた団体で組織する農業労働力支援協議会と連携し、繁閑期が異なる他産地や他産業との連携等による労働力確保の取組みを支援します。

■ICTを活用した技術指導

- 新規就農者がいつでも、どこでも、何度でも農業技術を学ぶことができるよう、熟練農家の農作業動画等を作成し、ポータルサイトで発信します。
- オンラインの病虫害等診断やデジタルコンテンツを含んだ栽培技術マニュアルの整備、WEB研修会の開催など、普及指導員やJA営農指導員によるICTを活用した技術指導を進めます。



タブレット端末を活用した技術指導

目標指標 <5圏域別目標値設定項目>

指標名	現状(R1)	目標(R7)
新規認定農業者数	105人	累計600人
岐阜	146	168
西濃	125	168
中濃	109	168
東濃	52	168
飛騨	168	168

(1)ぎふ農業・農村を支える人材育成

②産地の実情に応じた多様な担い手の育成・確保



現状と課題

○平成29年度から令和3年度の5年間で、多様な担い手を2,000人・経営体を育成する「担い手育成プロジェクト2000」に取り組んでいます。就農研修拠点を拡充するなど推進体制を強化した結果、令和元年度までの3年間で1,506人・経営体が育成され、着実に担い手づくりが進展しています。

○新規就農者は、トマトやいちご等の施設園芸が主体で、就農品目のバランスにも配慮した担い手づくりを進める必要があります。

このため、農地確保や初期投資の負担が課題となる品目での経営継承の推進や、経営規模の大きい担い手への雇用就農、朝市・直売向けや新規就農が難しい品目における定年帰農など、産地の実情に応じたきめ細やかな担い手づくりが必要です。

○農業の担い手不足や高齢化が進む中、農福連携は、農業現場で障がいのある方々が活躍する取組みであり、農業を支える新たな人材として期待されるとともに、障がい者の就労の機会や生きがいを生み出すことにもつながるため、SDGsの理念にも通じる地域共生社会の実現に向け推進する必要があります。

○女性農業者は農業就業人口の51%を占め、女性起業グループの法人も増加しています。農村社会や農業経営で重要な役割を担う女性農業者が自らの経営を発展させられるよう支援するとともに、女性リーダーを育成し、農業分野での女性の参画を進める必要があります。

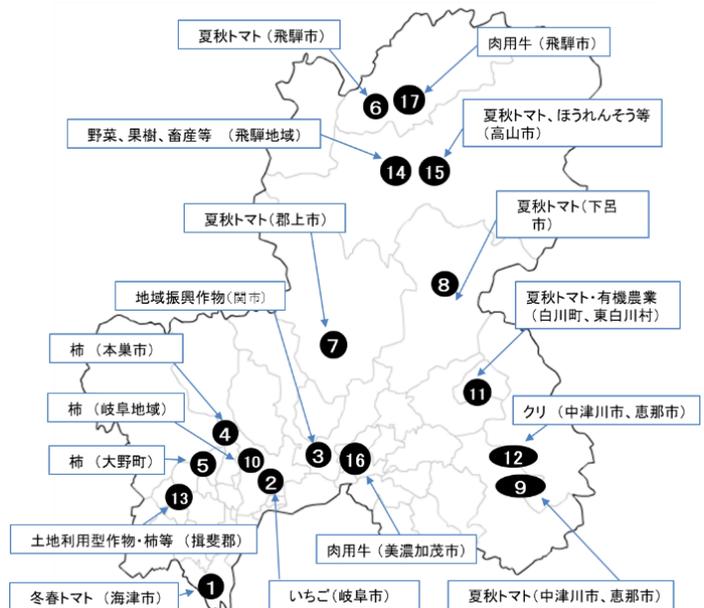
○農業大学校で学んだ多くの卒業生は、県内各地で活躍しています。今後、スマート農業技術やGAP、畜産の飼養衛生管理技術等の現場で必要となる最新の技術を身に付けた人材の育成が求められています。

○国際園芸アカデミーの卒業生は実践技術を習得した実務者として活躍しており、今後、花と緑の産業を現場で支える担い手として、実践技術に加え、経営感覚にすぐれ、社会性、職業意識を身に付けた即戦力となる人材の育成が求められています。

担い手育成プロジェクト2000実績 (単位:人・経営体)

	H29	H30	R1	合計
担い手育成数	487	546	473	1,506
新規就農者	110	92	93	295
雇用就農者	140	240	187	567
定年帰農者	198	184	153	535
農業参入法人	22	21	16	59
集落営農	17	9	24	50

県農業経営課調べ



主な取組み

■新たな担い手育成プロジェクトの推進

○担い手育成プロジェクト2000については、目標を達成できる見通しであることから、新たなプロジェクトを1年前倒しし、令和3年度から開始します。

○新たなプロジェクトでは、これまでの岐阜県方式による就農支援を継続し、5カ年で多様な担い手を2200人・経営体育成することを目指すとともに、就農後の経営発展に向けた支援や、産地の実情に応じた担い手づくりを進めます。

■各産地の就農者育成プランに基づく担い手づくり

○各産地における担い手育成方針を定める就農者育成プランを策定し、産地の実情に応じた担い手づくりを進めます。

○多様な就農ニーズに対応するため、就農研修拠点やあすなろ農業塾における研修品目の拡大に取り組むとともに、新規就農や経営の複合化に適した新たな品目の栽培管理技術等の開発を進めます。

○全ての就農研修拠点に環境制御などのスマート農業技術を導入し、その習得を図ります。

○移住定住部局とも連携を密にし、県内外での就農相談会やオンラインセミナーを開催するとともに、ポータルサイトでの就農情報等の発信強化により、就農希望者と産地とのマッチングを進めます。



就農相談

■経営継承の推進

○家族経営をはじめとする担い手の農地や経営資産を後継者（第三者、親子・親族間）へ引き継ぐ経営継承を推進します。

○経営継承にあたり、リタイア農家の所有施設や農地などの情報をもとにした就農希望者とのマッチング、専門家派遣やセミナー開催などのサポート活動を関係機関と連携して行うとともに、継承した施設の改修整備等を支援します。

■雇用就農・定年帰農・企業等の農業参入など、多様な就農の推進

○雇用就農を推進するため、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」やJAグループ等と連携した求人情報の発信や、雇用労働環境の改善に必要な機械・施設整備を支援します。また、雇用就農者育成に取り組む農業法人等へ研修経費を支援する国の支援制度の活用を促進します。

○定年帰農を推進するため、関係機関と連携し、就農相談会やセミナーの開催等により、定年を契機に就農を希望する者の掘り起こしを図るとともに、農業技術を学ぶ研修会を開催し、技術習得を支援します。

○企業等の農業参入を促進するため、セミナーの開催や企業訪問等により参入に向けた助言を行うとともに、農地確保や機械・施設の整備を支援します。

■多様な人材の活躍と女性が輝く社会の実現

○女性農業者に対し、家族経営協定の締結により経営への参画を進めるとともに、経営能力を身につけるためのスキルアップ研修会を開催し、女性経営者の育成を進めます。

○次世代リーダーの育成とネットワークづくりを進めるとともに、特徴ある優良な活動を行う農業委員等の女性をロールモデルとして、その情報発信に取り組みます。

○オンライン進学相談会や高校訪問等により農業高校との連携を強化し、就農に意欲がある生徒の農業大学校・国際園芸アカデミーへの進学を促進します。

○農業大学校において、高度な技術を習得した人材を育成するため、スマート農業や畜産の飼養衛生管理、国際水準GAPを学ぶための環境整備やカリキュラムの充実を進めます。

○国際園芸アカデミーのスマート農業及び遠隔授業のためのICT環境を整備するとともに、学生による作品の展示や生産物等の販売実習の場としての花フェスタ記念公園の更なる活用、自治体・企業との連携協定に基づく地域社会の発展と人材の育成を進めます。



農業大学校でのスマート農業講義

■農福連携の推進

○優良事例の掘り起こしや先進地視察等の研修会を開催することにより、農業関係者、福祉関係者等に対して理解を促進するとともに、農業フェスティバル等において、「ノウフクマルシェ」を開催するなど、消費者に情報発信し、認知度向上を図ります。

○福祉事業所の職員等を対象とした農業の基礎を学ぶ講座の開催や農場での障がい者の作業支援等を行う農業ジョブコーチの育成、特別支援学校生徒の就労に向けた農業実習ができる企業等の開拓等を推進し、農福連携を支える人材の育成を図ります。



農福連携（ノウフクマルシェ）

○「ぎふアグリチャレンジ支援センター」農福連携推進室と農林事務所ごとに設置した農福連携地域連携会議等が連携し、農業への就労を希望する障がい者や農福連携に関心を持つ農業者・福祉事業所を掘り起こし、農作業受委託などのマッチングを推進します。

○障がい者の雇用を促進するため、福祉事業所等の農業参入に向けた施設整備や農業者の障がい者が働きやすい環境に必要な施設・機械等の整備を支援し、農福連携に取り組む事業者の拡大を図ります。



岐阜県農業ジョブコーチ養成研修

○農福連携で生産された商品について、日本農林規格「ノウフクJAS」の取得や、インターネット等での販売を促進し、ブランディングや販路拡大を図ります。

目標指標

指標名	現状 (R1)	目標 (R7)
担い手育成数(類別)	473人・経営体	累計2,200人・経営体
新規就農者(人)	93	累計500
雇用就農者(人)	187	累計800
定年帰農者(人)	153	累計750
農業参入法人(法人)	16	累計 75
集落営農(組織・人)	24	累計 75

岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
426	544	407	287	536

指標名	現状 (R2)	目標 (R7)
農業者と福祉事業所のマッチング数	38件	138件
農福連携に取り組む主体数	129事業者	205事業者

(1)ぎふ農業・農村を支える人材育成

③本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開

現状と課題



- 平成31年3月、全国に先駆けて「岐阜県スマート農業推進計画（R1～R5）」を策定しました。また、同年8月には関係者を一堂に集めた「スマート農業サミットinぎふ」を開催し、スマート農業の推進に力強く踏み出しました。
- さらに、令和2年6月には、「実際に見て、体験して、学んで、便利さを実感できる」推進拠点として、海津市に「スマート農業推進センター」を開所し、技術力向上研修会の開催による人材育成や県内各地の実証農場で集めたビッグデータの解析などに取り組んでいます。
- スマート農業技術は急速に発展しており、最新情報を集約し、適時適切に農業者に提供するとともに、導入を可能とする基盤整備を進める必要があります。
また、地理的条件や品目など地域ニーズに応じた技術について、農業者が十分に実感した上で導入する必要があります。
- 新型コロナなどの有事の際に地域全体で急性的な労働力不足に陥ったとしても、持続的に営農を継続できるよう、中山間地域を含めた様々な地域・品目において省力化・効率化、軽労化・技術の標準化を進める必要があります。
- 環境データやセンシング技術を用いた高度な栽培管理や、営農管理システムを活用した効率的な労働力配置などのデータに基づいた栽培管理・経営管理の推進が必要です。
- スマート農業技術の活用により、就農後の早期の安定生産・経営発展につなげられるよう、農業大学校・国際園芸アカデミーにおけるスマート農業教育の充実が必要です。
- スマート農業推進計画の改定（令和5年3月予定）を踏まえつつ、実用化している新たな技術の導入促進を図るほか、農業DXを進め、産地の収益力の向上に向けたデータ活用型農業の取組みを加速化する必要があります。

【目指すべき将来像：岐阜県スマート農業推進計画に位置づけ】

- 少ない人材での経営規模拡大の実現を目指します。
- 経験年数等にかかわらず誰もが取り組みやすい農業の実現を目指します。
- 単収の向上、高品質生産及び付加価値向上の実現を目指します。



スマート農業推進センターでのドローン研修会



無人ロボットトラクタ(左)と有人機(右)の2台協調作業の実証

■農業者が実際に体験して、学んで、便利さを実感できる場の強化

- スマート農業推進センターを推進拠点として、農業者に対し、効果的な導入に向けた動機付けを行うセミナーや最新機械等の展示実演会を開催するなど、日進月歩する技術について、実感を伴ったわかりやすい情報発信を行います。
- 地理的条件や品目など地域のニーズに応じた技術導入に向け、JA単位など地域に根ざした現地研修会の実施や、貸出し用スマート農業機械・機器等の拡充及び県内複数箇所への配備など、拠点機能を全県的に拡大します。

■スマート農業機械の共同利用の推進 <中山間向け施策 該当>

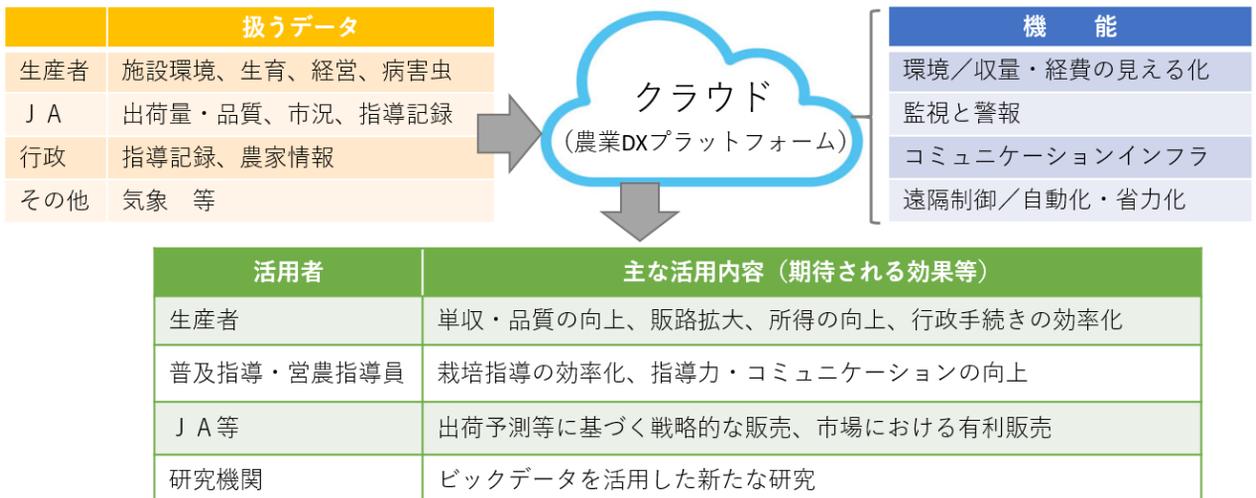
- スマート農業機械の共同利用によるコスト低減や、法面管理等の省力化・軽労化に向けた機械導入を支援します。
- 複数の経営体が共通の通信インフラを利用する実証を行い、地域全体で環境モニタリング機器などのICTを活用したスマート農業の導入を推進します。

■誰もが熟練農業者と同等の収益が得られる農業の実現 <中山間向け施策 該当>

- 経験年数等によらない多様な人材による担い手確保と労働力確保を図るため、データを活用した栽培マニュアル作成などの技術の標準化や、施設園芸等における経営規模に見合った複合環境制御※の高度化など、データ活用型農業に取り組む産地の基盤づくりを推進し、産地全体で所得向上を目指します。

※複合環境制御とは生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を総合的に自動制御する技術であり、より高度な制御を行うことにより、生育予測を含め、安定した品質の野菜等の周年かつ計画的な生産を可能とする「植物工場」につながります。

- 農業生産、流通、販売に携わる事業者等と関係機関が連携し、農業に関する様々なビッグデータを結び付け、有益なデータとして活用できる「農業DXプラットフォーム」を構築を推進します。
- 熟練農業者が持つ「匠の技」をデータ化し、農業者の技術継承や技術向上を促進します。



「農業DXプラットフォーム」の構築イメージ

■スマート農業機械・機器の導入を加速化する基盤整備の推進

○スマート農業機械に適した区画・形状の整備や用排水路の暗渠（あんきょ）化等の基盤整備を推進するとともに、地域全体でスマート農業機械を活用した効率化・省力化を図るための共同GNSS（全球測位衛星システム）基地局を設置します。また、用水管理の高度化・省力化を図るため自動給水装置の設置や遠隔監視・操作できるゲートの整備を進めます。

■スマート農業技術の円滑な導入のための技術力向上と専門知識を持った人材の育成

- ICT専門家等を交えたデータ通信やデータ活用のための勉強会を実施し、データを使いこなす人材と産地を育成します。
- 農業大学校・国際園芸アカデミー等において、次代の農業を担う学生などに対するスマート農業教育の充実を進めます。
- スマート農業技術から得られるデータや、農業に関係する様々なデータを分析し、農業者に栽培・経営改善等を支援する「農業DX指導者」を育成します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
スマート農業技術導入経営体数	238経営体	累計1000経営体

岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
134	238	165	133	330

(1)ぎふ農業・農村を支える人材育成

④農村を支える集落営農組織・活動組織の持続的な活動のための体制強化

現状と課題



○集落営農組織は、県内耕地面積の約20%（H30年度）で営農しており、地域の重要な担い手となっています。また、国の対策（品目横断的経営安定対策等）などを契機に、集落営農組織の法人化が進み、県内の法人割合は約57%（H30年度）と全国平均の約36%（H30年度）より高くなっています。

■集落営農組織の推移

年度		H26	H27	H28	H29	H30
岐阜県	組織数	341	343	342	344	341
	うち法人数 (法人割合)	111 (33%)	145 (42%)	176 (52%)	191 (56%)	194 (57%)
	全国	組織数	14,853	15,134	15,136	15,111
	うち法人数 (法人割合)	3,622 (24%)	4,217 (28%)	4,694 (31%)	5,106 (34%)	5,301 (36%)

農林水産省「集落営農実態調査」

○担い手が不足している中山間地域などでは、地域の農地を守り、次世代に引き継いでいくためにも、集落営農の組織化・法人化をさらに進めていく必要があります。

○集落営農組織の法人化が進んだ一方で、農産物価格の低迷等による経営の悪化や、高齢化の進展等によるオペレーター不足等が課題となっています。

○中山間地域など農村集落においては、高齢化や若い世代の地域外への流出などによって集落機能が低下しており、農業経営を行う担い手などだけでは、農地の維持管理が困難となり、農業や農村の持つ多面的機能が良好に発揮されなくなる可能性があります。今後、農村機能を維持するための持続可能な組織活動が必要不可欠となっています。

○令和4年5月に成立した農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村において地域農業の在り方を定めた地域計画を策定し、目指すべき農地利用の姿を地図で明確化することとなりました。この実現に向け、農地の集約化等を促進する必要があります。



集落営農組織の設立に向けた話し合い



農村機能の維持活動

主な取組み

■集落営農の組織化、後継者育成の推進 ＜中山間向け施策 該当＞

- 県と関係機関で組織する推進チームや専門家の派遣、集落を取りまとめるリーダー養成講座の開催などにより、集落営農の組織化や農地活動と営農活動を連携して行う組織づくりを推進します。
- 設立間もない集落営農組織の経営安定のため、農業用機械・施設の整備を支援します。
- 集落営農組織の後継者育成に向け、オペレーター養成研修などの地域の取組みを支援するとともに、農業機械の安全取扱や大型特殊免許の取得に向けた研修会等を開催します。

■集落営農組織の経営強化の推進

- 集落営農組織の法人化を進めるため、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」等と連携し、専門家派遣や巡回指導等を行うとともに、地域の話合い等の取組みを支援します。
- 集落営農組織の経営体質の強化に向け、園芸品目の導入などの経営の多角化や合併した組織等が広域営農を行うために必要な機械・施設の整備を支援します。
- 地域が目指すべき将来の農地利用の姿の実現に向け、農地中間管理事業を活用して、集落営農組織への農地の集積・集約を進め、集落営農の経営の効率化等を支援します。

■農村環境の機能維持を担う組織等の体制の強化

- 農業者、非農業者が一体となって農地や農業用施設等の適切な管理、農村環境の維持を行う日本型直接支払制度の取組みを推進します。また、活動組織が持続的な活動を円滑に継続、発展できるよう「組織の広域化」や「外部人材の活用」など体制強化を支援するとともに、草刈作業等の省力化を進めます。
- 農村の持つ多様な機能に対する県民の理解を深め、農村資源の保全活動への住民参加を促進するため、将来を担う子どもたちを対象とした環境教育（田んぼの学校）や、「世界かんがい施設遺産」の曾代用水をはじめとする土地改良施設の歴史や役割などの啓発活動を推進します。



4集落営農組織が合併した(農)ファーム佐見



曾代用水における田んぼの学校活動

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
担い手育成数のうち集落営農【再掲】	24組織・人	累計75組織・人
農地維持活動に集落で取り組む協定面積	28,918ha	28,900ha
多面的機能啓発活動実施回数	76回	累計350回

岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
1	25	35	11	3

観測指標：基本方針(1)【ぎふ農業・農村を支える人材育成】

中心農業経営体数

(認定農業者、認定新規就農者、集落営農及び基本構想水準到達者の計)

現状 2,740経営体(R1)



目標 3,000経営体(R7)

<設定の考え方、方向性>

- 本県の中心農業経営体数（認定農業者、認定新規就農者、集落営農及び基本構想水準到達者の計）は、新たな担い手育成を進めたことから増加傾向となっています。<P9参照>
- 一方で、認定農業者の65歳以上の割合が年々高まり、令和元年度には4割に達する中、高齢化に伴う離農者の増加が懸念されます。
- このため、本方針に掲げる新規就農者や多様な担い手の育成・確保、スマート農業等による経営基盤強化といった取組みを通じて、中心農業経営体数の増加傾向を維持することを目指し、観測指標とします。

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(2) 安心して身近な「ぎふの食」づくり

① 地産地消県民運動の展開

現状と課題



○地域の農林水産物の利用を促進する地産地消の取組みは、農業の持続的かつ健全な発展に重要な役割を担っており、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）に位置付けられて推進しています。

○県民を対象としたアンケート調査では、農産物を購入するとき、「地産地消」を「よく意識する」人の割合は、半数以下となっています。地産地消の推進にあたっては、生産、流通、販売、消費、それぞれの立場で、自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成が必要です。

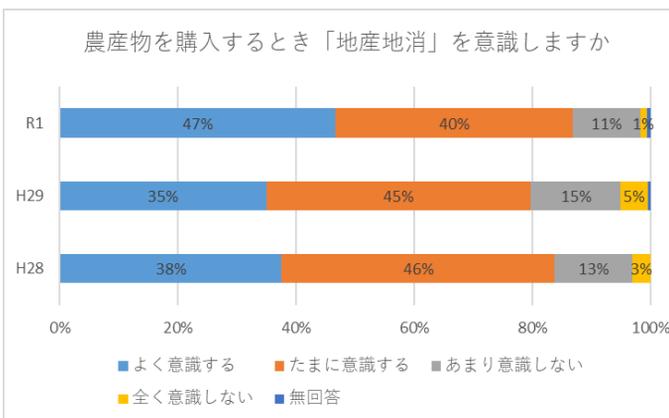


地産地消推進活動

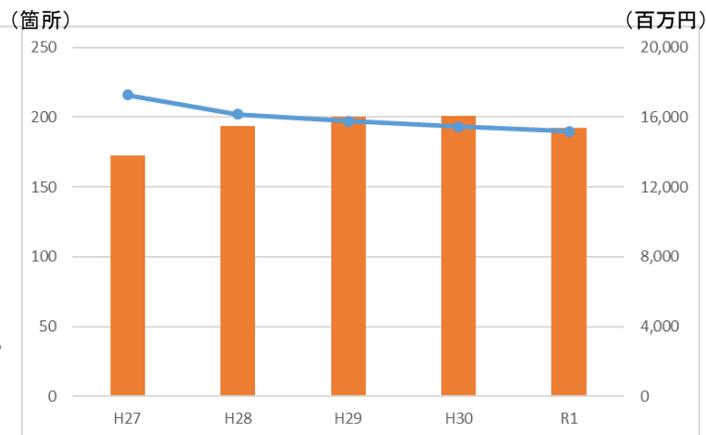
○地産地消を身近に感じられる朝市・農産物直売所の設置数は190箇所、販売額は154億円となっています（R1年度実績）。大規模直売所の販売額が増加する一方、小規模直売所では生産者の高齢化や販売額が減少している傾向にあり、地産地消の推進拠点として活性化を図る必要があります。

○学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要です。学校給食における地場産物の使用割合は33.8%となっています（R1年度実績）

○地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化は、農業の持続的な発展に向けて地域の農林水産物の利用を促進する地産地消と一体的に取り組むことが重要です。



地産地消意識調査結果（農産物流通課調べ）



朝市・直売所等調査結果（農産物流通課調べ）

■地域ぐるみで取り組む地産地消県民運動の展開

- 生産・流通等関係者で構成される官民一体型の「地産地消プロジェクトチーム」を設置し、県民運動の推進方策を検討します。
- 朝市・直売所、量販店、飲食店などにおける県産農産物のPR活動等を通じて、地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発を推進します。
- 肥料や燃料コストが高騰する中、販売チャネルの多層化による経営基盤の強化に向け、生産者自らが販売価格や規格を設定できるうえ、消費者に対面で直接PRできる朝市・直売所の更なる活性化を支援します。
- コロナ禍でのライフスタイル変化を捉えたEC販売（電子商取引）の促進に向け、研修会や専門家派遣等を通じて、サイトの構築から運用・改善までを幅広く支援します。

■給食への県産農林水産物の利用促進と子どもたちに対する食や農村への理解醸成

- 学校給食や社員食堂等における地場産物利用を通じて食と農の理解促進を図るとともに、将来を担う子どもたちによる農産物の収穫体験や郷土食の調理教室など地域団体等が実施する多様な食農教育活動を支援します。
- 農村の持つ多様な機能に対する県民の理解を深めるため、田んぼの学校など、小学生を対象とした農村体験教育の実施を支援します。

■地域資源を活用した6次産業化の推進

- 「岐阜県6次産業化サポートセンター」を設置し、6次産業化商品の企画力や加工技術の向上を図る専門家の派遣や研修会の開催など、ワンストップでの支援を実施します。
- 地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるよう、地域の食と農に関する多様な関係者が自発的に企画・実行する地域食農連携による持続的なビジネスの創出を支援します。
- 名古屋市栄の「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」を活用し、6次産業化商品の販路拡大に向けた効果的なPR活動を展開します。



学校給食メニュー飛騨牛丼



県アンテナショップ「GIFTS PREMIUM」

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
地産地消率 (地産地消運動実施店舗における県内で生産される主要品目(農産物)販売額のうち県産農産物の占める割合)	<u>48%</u> (R3)	<u>52%</u>
学校給食における地場産物の使用割合 [金額ベース]	<u>62%</u> (R3)	<u>66%</u>
6次産業化認定事業者数	93事業者	累計111事業者
EC(電子商取引)等導入経営体数	<u>149</u> 経営体(R3)	<u>250</u> 経営体(R8)

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

②安心と信頼を届ける農畜水産物の生産展開



現状と課題

○東京オリンピック・パラリンピック大会の食材供給を契機に創設した「岐阜県GAP確認制度」では、令和2年9月現在の件数は73件に上りますが、本制度は東京オリ・パラ大会終了後の令和3年9月で終了しました。

○GAPが環境保全や食品安全を図るうえで世界標準となりつつある中、これまで盛り上がってきた県内農家のGAPへの取組機運をさらに向上させるため、東京オリ・パラ大会後を見据えた新たな県制度の仕組みを構築する必要があります。

○このため、生産者、流通・消費・農業の関係団体等で構成するGAP有識者委員会でいただいた意見をもとに「ぎふ清流GAP評価制度」（以下「ぎふ清流GAP」という。）を令和2年度に創設し、運営開始と同時に、第三者評価機関として県内全ての農場評価を担い、GAP実践に向けた相談窓口となる「ぎふ清流GAP推進センター」を設置しました。

○ぎふ清流GAPの以下の特徴を活かした総合的な対策を推進する必要があります。

- ・GAPの取組状況を点数化し、農業者自身の現状レベル、改善点が分かりやすい
- ・国際水準GAPに対応した項目を含み、上級レベルへステップアップできる
- ・一定水準を満たす農業者は、ロゴマークを農産物等へ表示し消費者へ広くPRできる
- ・有機農業の普及、推進を図るため、化学肥料、農薬不使用を加点評価する

○ぎふ清流GAPの取組みを加速化するため、デジタル技術を活用した効率的な農場評価の仕組みづくりが必要です。

○農林水産省では畜産農場に危害要因分析・必須管理点(HACCP)の考え方を取り入れた飼養衛生管理を推進しています。

○県内のHACCP方式に取り組む畜産経営体数は現在31農場（認証3農場、推進28農場）と近年、増加傾向にあります。県内の農場HACCP推進農場のほとんどが肉用牛であり、肉用牛以外の農家にも、県内の衛生管理レベルの向上を図る必要があります。

	県GAP確認制度 (農林水産省ガイドライン準拠+県確認) 令和3年9月終了	【新】ぎふ清流GAP評価制度 (国際水準GAPの内容に準拠した農場評価) 令和2年11月から開始	国際水準GAP		
			JGAP	ASIAGAP	GLOBAL G.A.P.
		商品回収テスト等	商品回収テスト・資材仕入先の評価		
		農場経営管理（責任者の配置、教育訓練の実施、内部点検の実施等）			
		人権保護（強制労働の禁止、技能実習生の適切な労働条件の確保等）			
		労働安全（機械設備の点検・整備、安全作業のための保護具の着用等）			
		食品安全（農薬適正使用、異物混入防止、使用する水の安全性確認等）			
		環境保全（適正な施肥、土壌浸食の防止、産廃物の適正処理・利用など）			
評価項目数	54項目	評価項目 108項目	119項目	177項目	220項目

上級グレードへステップアップ可能

主な取組み

■ぎふ清流GAP評価制度の農業現場への普及展開

- ぎふ清流GAP評価制度を（一社）岐阜県農畜産公社内に設置された「ぎふ清流GAP推進センター」と連携し、広く県内農業者、産地へ普及していきます。
- 「ぎふ清流GAP推進センター」と連携し、国際水準GAPレベルまでを指導できるGAP指導員を養成、育成して、指導体制を整備します。
- また、産地のモデルとなる重点支援産地を設定し、現状を把握する農場クリニックから開始、改善の指導をすすめ、全体でGAPに取り組む産地を育成します。
- GAP実践に必要な設備機材等の環境整備、残留農薬等の分析、国際水準GAP認証に係る費用を助成する補助事業を実施します。
- 「ぎふ清流GAP推進センター」において、VR技術等を活用して県内の農場を結び、遠隔リモートによる農場評価や農業者の相談にできる体制づくりを進めます。
- スマートフォンやタブレット端末等から利用できるぎふ清流GAPの自己点検・指導ツールを開発し、より多くの農業者がGAPを実践しやすい農場評価の仕組みづくりを進めます。
- 有機農業の普及拡大を図るため、化学肥料、農薬不使用の生産者に対し、ぎふ清流GAP評価制度の活用を推進します。

■消費者に対するGAP農産物の認知度向上

- 「地産地消県民運動」と連動して、「ぎふ清流GAP」の評価を受けた農産物の認知度向上に向けたPR活動を行います。
- 消費者組織や流通業者などと連携し、GAPの取組みを応援する「ぎふ清流GAPパートナー」を創設し、SNSによる情報発信や、商品取扱い交渉や産地が行うPRイベントなどを支援します。



ぎふ清流GAP評価制度のロゴマーク

■県内農家の農場HACCP認証取得の促進

- 県家畜保健衛生所職員の国等が主催する研修会への参加を積極的に進め、農家指導を行える農場HACCP指導員及び審査員を育成、確保します。
- 家畜保健衛生所から県内各地域の農家へ農場HACCPに取り組む意義やメリットを周知し、農場HACCP取得に意欲のある農家の掘り起こしを行います。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
ぎふ清流GAP実践率	—	35 %
ぎふ清流GAP消費者認知度	—	25 %
HACCP方式に取り組む畜産経営体数	31経営体	累計55経営体

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

③水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開



現状と課題

○本県の食料自給率（供給熱量ベース）の約5割を占める主食用米は、人口減少や食生活の多様化、生産者の高齢化等により、毎年、全国で10万トン程度減少傾向にあります。

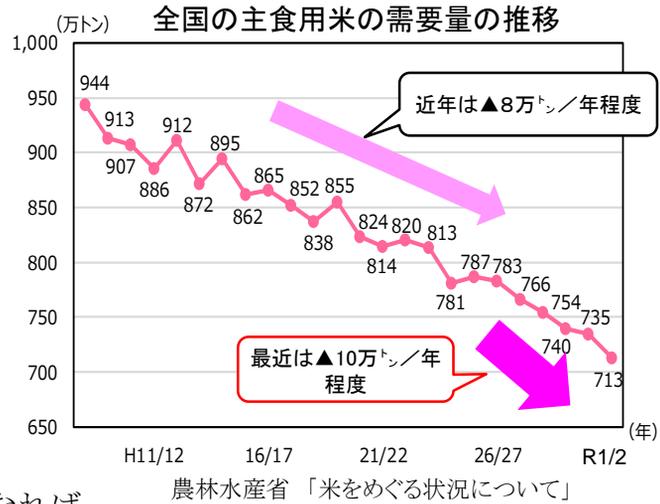
○平成30年産米から国による米の生産数量目標の配分が廃止され、経営の自由度が増し、生産者が自らの経営判断に基づき、需要に応じた生産が行えるようになっていきます。

○しかし、国内の主食用米の需要減少が見込まれる中、無計画な生産による供給過剰となれば、米価下落につながる恐れがあるため、農業関係団体、市町村等と連携して、米の生産量の目安を示すなど、計画的な米生産に向けた対策を推進しています。

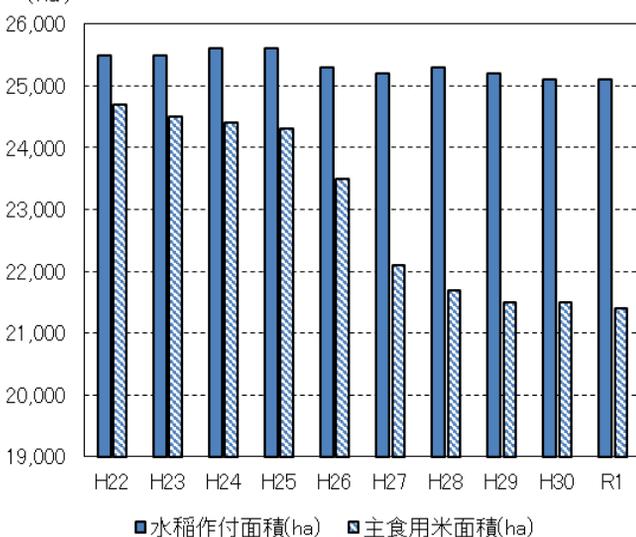
○今後も、稲作農家が、所得の安定的な確保を見通せるよう、主食用米だけでなく、需要が見込まれる麦・大豆、飼料用米、加工用米、米粉用米、野菜などによる水田のフル活用を図るとともに、契約取引等により安定供給を推進する必要があります。

○一方で、主食用米から他の作物に切り換えが進まない場合は、将来的には遊休農地の発生につながり、水田を水田として維持できなくなる恐れがあります。

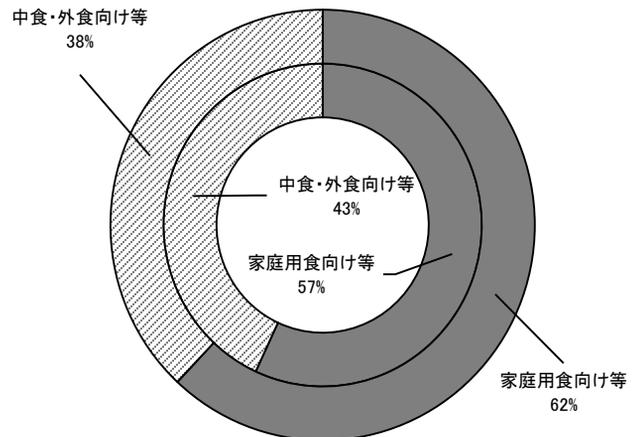
○また、ジャンボタニシの増加による田植え後の水稻苗の食害や、夏期の高温によるトビエロウンカ等の多発生による水稻の枯死などの被害が発生しているほか、近年、地球温暖化等の影響により、予測していない病害虫の発生・蔓延による農作物への被害が懸念されるため、効果的かつ効率的な対策を講じる必要があります。



水稲作付面積と主食用米面積の推移



主食用米の販売先割合(R1)
(内側:岐阜県、外側:全国)

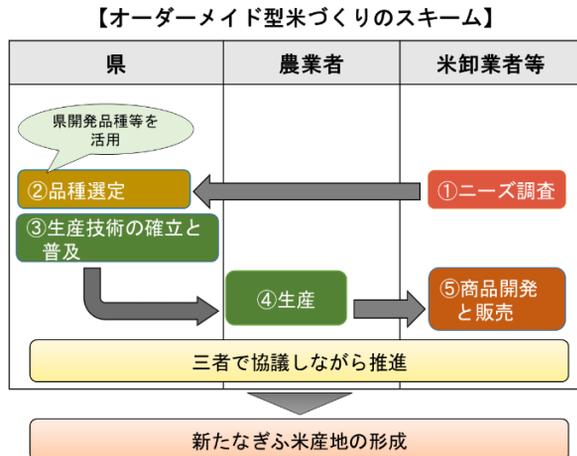


農林水産省「米をめぐる状況について」

主な取組み

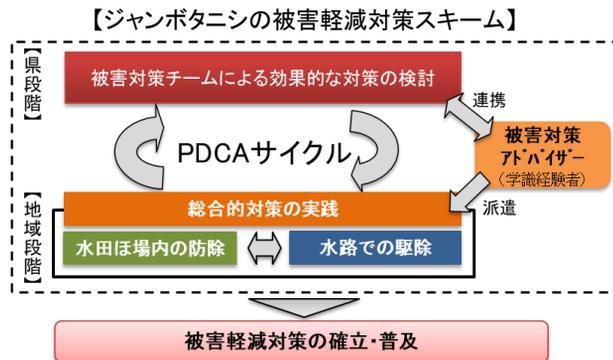
■オーダーメイド型米づくりなどの推進 <中山間向け施策 該当>

- 実需（米卸業者等）が求めるニーズ（用途・売り方・売り先・量）に合わせて、品種選定・種子供給から、生産・販売までの一貫体制による安定取引を進めます。さらに、産地と実需が連携して行う生産技術の確立を支援します。
- 産地と実需等の関係者が連携の下、地域の特色を活かした米のブランド化に向け、生産・販売への取組みなどを支援します。
- 米粉用米、飼料用米、加工用米などについて、国の交付金による支援等を活用し、生産と実需の事前契約・複数年契約による安定取引の拡大を進めます。



■ジャンボタニシなど難防除害虫への対策強化

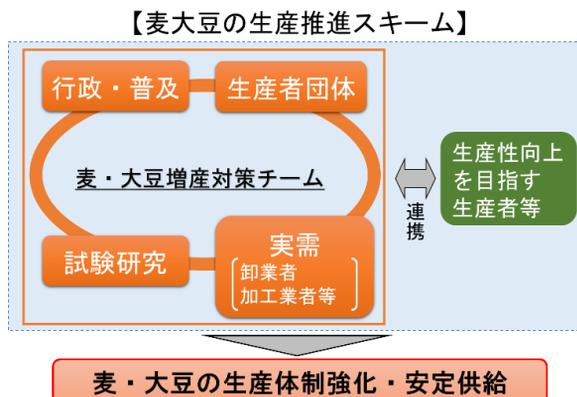
- 水稻被害が拡大している害虫等（ジャンボタニシ、トビイロウンカ等）の発生状況を的確に把握するとともに、被害軽減を可能とする防除体系の確立普及を進めます。
- ジャンボタニシ被害対策チーム（県関係各課で構成）と学識経験者が連携の下、地域全体で水田ほ場内と用排水路の効果的な対策を一体的に推進します。（岐阜・西濃地域など）



- 市町村と連携して、用排水路におけるジャンボタニシの駆除活動を支援します。
- 国の病虫害発生調査データ収集アプリや農業DXプラットフォーム等の活用により、警戒すべき病虫害予察情報が見える化し、広域連携による情報共有と防除体制を構築します。

■麦・大豆、加工業務用野菜の生産推進

- 国の交付金等を活用し、水田における麦・大豆、高収益作物の定着・拡大を進めます。
- 「麦・大豆増産対策チーム」により、高位安定生産を実現するための麦の生産技術や、単収の低迷や品質の年次変動を克服できる大豆の生産技術の確立・普及を進めます。
- 高収益作物の産地育成のため、加工業務用野菜の栽培技術の普及や省力化を進めます。



目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
水稻作付面積	2.5万ha	2.5万ha

(2)安いで身近な「ぎふの食」づくり

④家畜伝染病(豚熱、アフリカ豚熱など)に対応できる畜産産地づくり

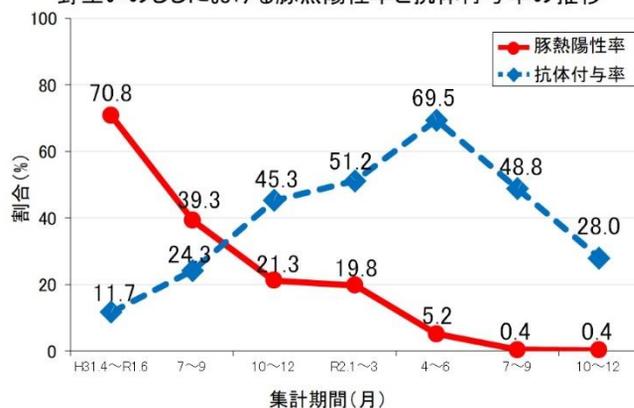


現状と課題

○豚熱について、令和元年10月に豚へのワクチン接種を開始して以降、県内農場での発生は抑えられてきましたが、令和2年9月、他県の接種農場において発生が確認されました。また、より感染力が強くワクチンがないアフリカ豚熱がアジアや欧州で猛威を振るっており、国内侵入リスクの高まりが懸念されていることから、令和2年7月1日に家畜伝染病予防法が改正され、農場における飼養衛生管理基準の遵守に係る都道府県による指導等の権限強化等が図られました。

○豚熱ウイルスがまん延している野生いのしし対策として、捕獲強化と経口ワクチン散布を両輪とした取組みを進めてきた結果、本県においては豚熱陽性率は減少しており、一定の成果が現れていると考えられます。しかしながら、感染した野生いのししは23都府県で確認され、今なお拡大しており、豚熱の終息に向けては、息の長い取組みが必要です。(令和3年2月末現在)

野生いのししにおける豚熱陽性率と抗体付与率の推移



(県家畜伝染病対策課調べ)

○家畜伝染病の疑い事案が発生した際、現在、解剖・診断機能を有する家畜保健衛生所が県内では1か所(中央家畜保健衛生所(岐阜市))しかなく、迅速かつ適切な初動対応に支障が出る可能性があります。また、家畜伝染病を発生させないためには、平時からの各農場における飼養衛生管理基準の遵守や防疫措置計画の策定・見直し、関係者間の情報共有が必要であるため、各農場への指導を行う家畜防疫員(獣医師)を確保することも必要です。

○豚熱の様に重篤な症状は示さないものの、出荷頭数や出荷体重の減少等の生産性を阻害する慢性疾病についても、農家経営に大きな影響を及ぼすことがあり、対策を進めていく必要があります。



家畜防疫員による豚への豚熱ワクチン接種



野生いのしし用経口ワクチンの散布

主な取組み

■養豚農場の再開と飼養衛生管理強化に向けた取組推進

- 農場ごとに、管理獣医師や家畜保健衛生所、専門家等で構成する支援チームを編成し、施設整備や管理マニュアルの作成など、アフリカ豚熱にも備えた飼養衛生管理強化の取組みを支援します。
- 「CSF対策・養豚業再生支援センター」にコーディネーターを配置し、農場の再開や飼養衛生管理強化に関する相談にワンストップで対応します。

■豚熱終息に向けた取組推進

- 県内で飼養されている豚を対象に、豚熱ワクチンの適期接種を実施することにより、豚熱発生の防止に努めます。
- 野生いのししへの豚熱ウイルスのまん延を防止するため、地域別捕獲目標や被害防止計画に基づき、市町村が実施する被害防止捕獲（有害捕獲）活動を支援し、野生いのししの個体数削減を進めます。
- 野生いのししにおける豚熱抗体付与率の向上及び高い水準での維持を図るため、サーベイランス結果を分析し、経口ワクチン散布の重点化を進めます。
- 県内野生いのししの感染状況可視化システムやジビエ利用に係る豚熱検査結果確認システムを構築・運用し、狩猟者等への情報提供体制を整備します。

■家畜防疫体制強化に向けた取組推進 <中山間向け施策 該当>

- 飛騨家畜保健衛生所を移転・新築し、緊急を要する病性鑑定が実施できる体制を整えます。
- 家畜伝染病の発生を予防するため、平時から全畜種について飼養衛生管理基準が遵守されているかといった確認や各農場及び関係団体との間で情報共有を行います。

○家畜飼養農場や獣医師から通報される病性鑑定依頼や家畜飼養に関する相談事項、伝染病発生の届出等のデータベース化を行います。

- 農場を対象とした立入検査及び指導等の家畜防疫業務を行う家畜防疫員（獣医師）の確保に取り組めます。



改善後の農場（門扉・看板の設置、場内の舗装）

■家畜の生産性を阻害する慢性疾病の対策

- 農場の経営実態に応じた対策を個別に指導・改善することで、呼吸器・下痢疾患などの慢性疾病を抑制し、生産性を上げる取組みを推進します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
豚の飼養頭数	51,000頭(R1.9末)	116,000頭
養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守状況	100%	100%

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑤県民の食を支える生産基盤の整備



現状と課題

○平成28年度から令和2年度までの5か年間で、約900haのほ場整備や暗渠（あんきょ）排水などの整備を実施しましたが、令和元年度末の水田のほ場整備率は約63%、大区画ほ場整備率は約9%であるなど、基盤整備が必要な地区が多く残っています。

○岐阜、西濃地域の低平地は県下有数の穀倉地帯で、当該地域を中心に農地の大区画化や水田の汎用化を進めてきました。これにより、農地の集積・集約化が進み、営農経費が節減されるとともに、米・麦・大豆の2年3作体系を確立し、主食用米と比べて収益性が高い野菜などの作物の作付が可能となりました。

今後、農業者の高齢化や労働力不足などに対応しつつ、農業が成長産業として持続的に発展していくためには、農地の大区画化や水田の汎用化をさらに推進するとともに、スマート農業の導入も合わせて進める必要があります。

○中山間地域は、県内人口の約3割を占めるに過ぎませんが、農業産出額は県全体の約6割を占めるなど、食料生産にとって重要な役割を担っています。

清らかな水、冷涼な気候といった中山間地域の特色を活かし、付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品目生産などの多様な農業経営を促進する必要があります。

○本県には、農地に用水を供給する農業用水路が約7,000kmあります。このうち基幹的農業用水路は約650kmあり、これらの多くは昭和50年以前に築造され、施設の老朽化が進行しています。

適正な管理により機能の維持を図っていますが、施設の約4割が耐用年数(40年)を経過していることに加え、土地改良区など施設管理者の減少や高齢化に伴う管理体制の弱体化により、施設の機能低下が懸念されています。

○このため、農業用水路の長寿命化に向けた保全管理を徹底するとともに、管理体制の強化に向け、土地改良区などの業務が適正かつ持続的に運営されるよう支援する必要があります。

○本県では、日本一の包蔵水力を活かし、平成22年度から農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備を推進し、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ってきました。

これら小水力発電施設の売電収益は農業用施設などの維持管理の財源としての活用が期待され、施設管理体制の強化からも、小水力発電施設の適正運営を図る必要があります。

○また、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、ICTを活用した整備の推進や、施設の点検・機能診断へのドローン等の活用など、ICTの利用を推進する必要があります。



平坦地域におけるほ場整備
(海津市 高須輪中)



中山間地域におけるほ場整備
(下呂市 益田北東部地区 大町団地)

■農業の成長産業化に向けた基盤整備の推進

- 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図るため、農地の大区画化などのほ場整備を推進します。
- 水田の乾田化により、麦・大豆の収量及び品質の高位安定化を図り、水田農業の収益力を向上させるため、暗渠排水や基幹排水路の整備を推進します。特に、西濃地域では、高収益作物へ転換するための基盤整備を推進します。
- 基盤整備を契機にスマート農業に取り組む地域では、これに適した整備を推進します。
- 中山間地域では、農地中間管理機構と連携したほ場整備や、地域の条件と特色を踏まえた農業を実現するための基盤整備を推進します。
- 担い手への農地集積に取り組む地域や、地形的条件が不利な中山間地域では、生産基盤の整備に係る受益者負担の軽減を図ります。

＜中山間向け施策 該当＞



冷涼な気候を活かしたキャベツの栽培
(高山市 荘川清見地区 ダナ高原)

■農業用水路などの保全対策と管理体制の強化

- 農業用水路などを長寿命化し、ライフサイクルコストの低減を図るため、施設の点検、機能診断、監視などを通じた適切なリスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新を行うなど、施設の戦略的な保全管理を推進します。
- 農業用水路などの管理体制を強化するため、統合再編に向けた指導を行うなど、土地改良区など施設管理者の運営基盤の強化を促進します。特に、大規模な農業用水路などの重要インフラの管理者については、非常時でも業務が継続できる体制整備を促進します。
- 農業用施設などの維持管理の財源を確保するため、農業水利施設を活用した小水力発電施設の適正な運営を支援します。
- 農業水利施設の効果を持続的に享受するため、デジタル技術を活用した施設管理の合理化・省力化を推進します。

整備前



整備後



農業用水路の予防保全対策
(関市 曾代用水四期地区 曾代用水)

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
基盤整備実施地区の担い手への農地集積率	57%	70%
基幹的農業用水路の健全度割合※	-	90%

※ 県営で造成した基幹的農業用水路のうち、構造的な安定性が保たれている状態の施設の割合

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑥食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築



現状と課題

<食料安全保障の強化に資する取組み>

○令和4年9月、岸田首相は政府の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」で、食料安全保障の強化と持続可能な成長を推進していくため、「農政の根幹である『食料・農業・農村基本法※』について、制定後20年間で初めての法改正を見据え、見直しを進めること」を農林水産大臣をはじめ、関係閣僚に指示しました。

※「農政の憲法」とされ、国の農政の方向を位置付ける法律（1999年に制定）。食料の安定供給の確保をはじめとして4つの基本理念を掲げ、この基本理念に沿って具体的な施策を講じるため、「食料・農業・農村基本計画」を定め、この計画内に、食料自給率の向上を目的に目標値を盛り込むことを規定している。

○これを受け、農林水産省では、「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しに取り組んでおり、基本法の要でもある食料自給率の目標についても、検証・見直しの主要な論点とされています。

○こうした国の食料安全保障の強化の背景として、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ侵攻などの国際情勢の影響により、物流の停滞や農畜水産物の輸入価格の高騰など、食料の安定供給に対する懸念が広がっており、食料の多くを輸入に依存してきた我が国の食料供給に係る構造的課題が改めて浮き彫りとなったところです。

○世界的な人口増加等による食料需要の高まり、気候変動や災害による収穫量の減少など、我が国の食料の安定供給に影響を与える可能性のあるリスクが存在する中で、今こそ、食料安全保障の強化を図り、将来にわたる食料の安定供給の確保や食料自給率の向上を図っていくことが重要となっています。

○「食料・農業・農村基本法」において、国の責務として、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしており、食料供給の現場である、本県を含む地方と一体となって総力を挙げた取組みが必要です。



食料の安定供給の確保(農林水産省HP)

○このため、本県においても、物価高騰対策に加え、食料自給率の向上に向け、農業生産の維持・増産を図る生産面の取組み、県産農産物が優先購入されるよう消費者意識の変革を図る消費面の取組みなど、本県の実情に合わせた取組みを進めていく必要があります。

<災害豪雨等リスクへの対応>

○大雨、暴風や雪害など災害をもたらす気象事例が全国的に頻発しており、県内でも大きな被害が発生しています。

○令和2年7月の豪雨においては、国道41号線が災害通行止めとなったことから生鮮食料品等の流通に支障を生じ、一部の卸売市場が臨時休業を余儀なくされるなどの影響がありました。

○平成29年7月の豪雨及び9月・10月の台風襲来においては、農作物の落下・冠水やパイプハウスの倒壊など、県内の広い範囲で甚大な農業被害が発生しました。

○今後も発生が懸念される気象災害に対応するため、生産・流通面における不断の備えが必要です。

□災害をもたらした気象事例

令和3年	1月	発達した低気圧及び強い冬型の気圧配置に伴う大雪・暴風
令和2年	12月	強い冬型の気圧配置による大雪
	9月	台風第10号による暴風、大雨等
	7月	令和2年7月豪雨
令和元年	10月	低気圧等による大雨
	10月	令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨、暴風等
	8月	前線による大雨
平成30年	9月	台風第24号による暴風等
	9月	台風第21号による暴風等
	7月	平成30年7月豪雨
	2月	強い冬型の気圧配置による大雪
	1月	南岸低気圧及び強い冬型の気圧配置による大雪・暴風雪等
平成29年	10月	台風第21号及び前線による大雨・暴風等
	9月	台風第18号及び前線による大雨・暴風等
	7月	平成29年7月九州北部豪雨
平成28年	8月	台風第7号、第11号、第9号、第10号及び前線による大雨・暴風
	6月	梅雨前線による大雨

※気象庁HPから作成

○一方、次期作に欠かせない農作物の種子は計画生産を実施していることや、県オリジナル品種は他県で種子を確保できないことから、ひとたび種子供給不足となれば、営農継続に支障が生じる恐れがあります。

○特に重要な米・麦・大豆の種子については、「岐阜県主要農作物種子条例」が平成31年4月に施行され、県の責務として優良な種子を安定供給する必要があります。

○また、県民への生鮮食料品等の安定供給を維持するうえでのリスクは気象災害に限られません。将来起こりうる震災や令和2年に感染拡大した新型コロナウイルスなど新規感染症により生じる業務の支障を最小限に抑え、速やかに復旧し、業務を継続させる必要があります。



風水害によるパイプハウスの倒壊

○南海トラフ地震や内陸直下地震に備えて、道路、電気、水道、ガス、通信等インフラ及び従業員の被害把握、代替措置の確保並びに業務復旧のための計画が必要です。

○新規感染症については、衛生当局による感染拡大防止対策への対応及び感染者発生時の業務継続に向けた業務再編等への備えが必要です。

<食料安全保障の強化に資する取組み>

■生産資材等の価格高騰対策の推進

- 燃油や電気料金、肥料・飼料等の生産資材価格の高騰は、長期化も見込まれることから、影響を受けている農畜水産業者等に対し、国の緊急対策等の支援策を踏まえつつ、影響緩和策や低コスト生産体系への転換など、必要な対策を機動的に講じていきます。
- 輸入飼料価格の影響を緩和するため、自給飼料増産に必要な施設整備や機械導入を支援します。

■食料自給の向上に向けた取組推進

- 本県の供給熱量の約8割を占める米の生産量の確保に向けて、卸売業者と生産者が連携したオーダーメイド型の米生産や多収品種の生産拡大を進めるとともに、国内で唯一自給可能な穀物である米の特性を生かし、米粉用米・加工用米への生産拡大・利用拡大を強力に進めます。
- 麦・大豆については、国交付金を活用した作付拡大や需要に応える品質や収量の高位安定化に向けて最適な栽培技術の確立・普及を進めるほか、収量安定に向けた機械導入を支援します。
- 水田の乾田化により、麦・大豆の収量及び品質の高位安定化を図り、水田農業の収益力を向上させるため、暗渠排水や基幹排水路の整備を推進します。（再掲）

■持続可能な農畜水産業に向けた消費者理解の促進

- 県内の朝市・直売所、量販店、飲食店などにおける県産農産物のPR活動等を通じて、食料自給の現状に対する消費者への理解醸成など、地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発を推進します。
- 県内各地の地産地消イベントや6次産業化商品等の情報を集約し、県内外のアンテナショップや専用WEBサイト、SNS等での情報発信を強化します。【再掲】



食料自給率の現状パンフレット(県作成)

目標指標

指標名	現状(R3)	目標(R7)
米粉用米・加工用米作付面積	664ha	1,260ha
WCS用稲作付面積	208ha	300ha

<災害豪雨等リスクへの対応>

■地方卸売市場における円滑な流通の維持に向けた計画策定等の支援

○地方卸売市場が災害等で被害を受けても主要業務が中断しないこと、中断しても可能なかぎり短い時間で再開できるように事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

○主なリスクとなる「震災」「台風・豪雨」「新型コロナウイルス」への対応を優先した計画の整備を図ります。

○また、普段の卸売取引が円滑かつ安定的に行われるよう、卸売市場に対して経営の健全性確保に向けた取組みを引き続き実施します。

○HACCP取得等による衛生管理の強化、デジタル技術活用による流通の合理化など、老朽化した卸売市場施設の再整備と機能向上を促進します。

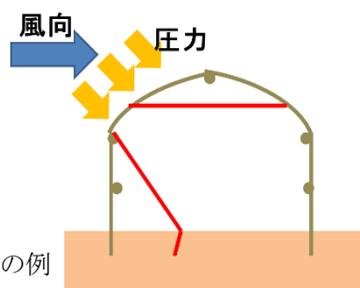


各地の生鮮食料品が集まる卸売市場

■パイプハウスの強靱化、自家発電可能な体制の整備

○十分な強度を有しないパイプハウスについて、補強による強靱化や防風ネットの設置を促進し、農作物被害やパイプハウス倒壊に対する強靱化を図ります。

○また、気象災害による停電発生時に水管理等の作業が途絶しないよう、応急的に自家発電が可能となる体制整備を図ります。



■種子の安定的な供給に向けた備蓄体制の強化

○米・麦・大豆の生産性や将来の種子需要量などを考慮しつつ、県オリジナル品種を中心に、災害など不測の事態に備え、原種等の備蓄体制を強化します。

○また、米・麦・大豆の優良な種子の安定生産・供給のため、種子生産技術・品質向上に向けた生産指導体制の強化に取り組むとともに、種子生産ほ場や生産された種子について審査を行います。



種子生産ほ場の審査(小麦)

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
地方卸売市場におけるBCP策定	1市場	累計9市場

※BCP（事業継続計画）とは、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模地震などの緊急事態が発生し、事業者が重大な被害を受けた際にも、特定された重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても目標復旧時間内に復旧させるための計画

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑦岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進



現状と課題

- 人類が生存できる安全な活動領域とその限界点を定義する概念である「プラネタリー・バウンダリー」の概念において、地球の変化に関する9つの環境要素のうち、農業分野で大きく関係する「種の絶滅の速度」と「窒素・リンの循環」については、すでに不確実性の領域を超え、高リスクの領域にあります。
- こうした背景の下、国際社会は、経済と環境を両立させる方向に動いており、令和3年5月には、EUが「ファームtoフォーク戦略」を発表し、「2030年までの化学肥料使用量の半減、有機農業を全農地の25%までに拡大」とする目標を掲げたように、今後は「環境」への積極的な対応が国際基準になっていくと考えられます。
- 国内では、令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、その着実な推進に向け、翌年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行されました。
- 県内の農畜水産業の現場では、担い手不足、農業産出額の減少などが喫緊の課題となっているほか、高温による農作物の品質・収量の低下や国際情勢等の影響による肥料などの資材価格高騰への対応が求められており、本県の農畜水産業を取り巻く情勢を踏まえた「みどりの食料システム」の実現に向けた取組み推進が必要です。
- とりわけ、有機農業は自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境負荷の低減、農業・農村地域における持続可能な開発目標の達成にも貢献するものであることから、令和5年3月策定の県有機農業推進計画に沿って、総合的な施策を展開します。
- このほか、農業分野における食品ロス削減の取組みの一つとして、規格外農産物等を継続的にフードバンク団体等へ提供する体制づくりが求められています。

みどりの食料システム戦略（概要）
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~
 Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(2025)
2030年までに化学農業の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(2022)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッションの実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農業の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマダコ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し、地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

革新的技術・生産体系の速やかな社会実装
革新的技術・生産体系を順次開発
開発されつつある技術の社会実装

ゼロエミッション 持続的発展
取組・技術

主な取組み

■ 有機農業の取組推進 <中山間向け施策 該当>

- 有機JAS適合農薬、天敵、耕種的対策等による防除技術、土壌や堆肥の養分利用技術など、持続的な農業生産や有機農業に必要な要素技術の開発に取り組みます。
- 有機農業の取組拡大に向け、県、市町村、JA、有機農業者等を構成員とする有機農業推進プロジェクトチームの設置や有機農業指導員の育成など、農業者が有機農業への参入・転換しやすい推進体制を整備します。
- 堆肥利用や生物農薬、病害虫耐性などの代替技術の普及により化学肥料及び化学合成農薬を削減するなど、環境保全型農業の取組みから有機農業を段階的に推進します。
- 有機農業者のグループ化等を支援し、学校給食での利用拡大などの地域内流通、大都市圏やインターネットでの販路開拓と販路に合わせた流通システムの構築に取り組みます。

■環境負荷低減事業活動(温室効果ガス排出削減含む)の促進

- 家畜ふん堆肥等の未利用資源の利活用が促進されるよう、畜産農家、耕種農家及び関係団体による連携体制の構築や堆肥散布機の導入などの環境整備を行うほか、耕種農家のニーズに即した良質な堆肥生産やペレット化、広域流通体制づくりを推進します。
- スマート農業技術などの省力化技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えた栽培体系への転換を推進するほか、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の手法を普及します。
- 燃油使用量等の低減を図るため、施設園芸農家等に対し、省エネ設備の導入等を推進するほか、被覆肥料の流出防止対策や代替肥料の実証などに取り組みます。

■環境負荷低減生産物の流通・消費の促進

- 地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発や県内外のアンテナショップや専用WEBサイト、SNS等での情報発信を強化します。【再掲】
- 生産者自らが販売価格や規格を設定でき、消費者に対面で直接PRできる朝市・直売所の更なる活性化を支援します。【再掲】

■フードバンク活動の支援

- 寄付可能な農産物等に関する情報を一元把握してフードバンク団体等へ提供できるよう、効率的かつ効果的なマッチング手法の検討を進め、段階的に導入します。
- フードバンク団体等を対象に、青果物等の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫の設置を支援するほか、農業者団体等を対象に食材の調整や運搬にかかる経費等を助成します。

目標指標

指標名	現状	目標(R12)
有機農業の取組面積	97ha(R2)	190ha
有機農業指導員育成数	10人(R3)	50人

観測指標：基本方針(2)【安心で身近な「ぎふの食」づくり】

食料自給率（供給熱量ベース）

現状 24%（H30：暫定）



目標 29%（+5ポイント）（R7）

<設定の考え方、方向性>

○食料自給率は、農畜水産物の生産量を供給熱量（カロリー）に置き換えた数値を県全体の人口及び365日で割り戻した数値です。国では、「食料・農業・農村基本計画」において食料自給率目標を設定し、37%（平成30年度）から45%（令和12年度）に引き上げることを目指しています。

○本県の食料自給率は24%（H30）であり、相対的に人口が多く、米の生産量が少ないことなどから、全国に比べ少ない数値となっています。<P10参照>

○このため、本方針に掲げる水田農業における安定生産の推進、生産基盤の整備、リスクに対応した産地づくりなどの取組みを通じて、国の目標と同程度を引き上げることを目指し、観測指標とします。

○一方で、国が示す食料自給率では、供給熱量の低い野菜類などの消費の実態が十分に反映されないため、県民の食は可能な限り県で生産されたものでまかなうという趣旨のもと、新たに「地産地消率」を設定します。

<食料自給率の向上に資する目標指標>

指標名	現状(R1等)	目標(R7)
水稲作付面積	2.5万ha	2.5万ha
(新設)米粉用米・加工用米作付面積	664ha	1,260ha
奨励品種に位置付ける多収性品種	385ha	1,500ha
小麦・大麦の生産量	10,973t	11,520t
大豆の生産量	3,220t	4,850t
(新設)WCS用稲作付面積	208ha	300ha
基盤整備実施地区への担い手集積率	57%	70%
地産地消率	48%	52%

観測指標：基本方針(2)【安心で身近な「ぎふの食」づくり】

農業産出額

現状 1,104億円(H30)



目標 1,104億円(R7)

<設定の考え方、方向性>

○農業産出額は、生産数量×農家庭先販売額で算出され、本県の農業産出額は、1,104億円（平成30年）であり、園芸品目と畜産物で8割を占めています。

< P10参照 >

○近年は横ばい傾向で推移していますが、耕地面積の減少や農業者の高齢化、平成30年度に発生した豚熱など、突発的に発生する疾病、病害虫、気象災害などにより減少することが懸念されます。

○このため、本方針に掲げる消費者に信頼される農畜水産物の生産、リスクへの対応等の取組みを通じて、現状を維持することを目指し、観測指標とします。

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

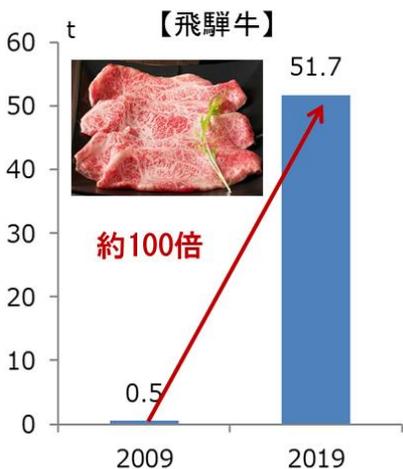
①輸出拡大の強化



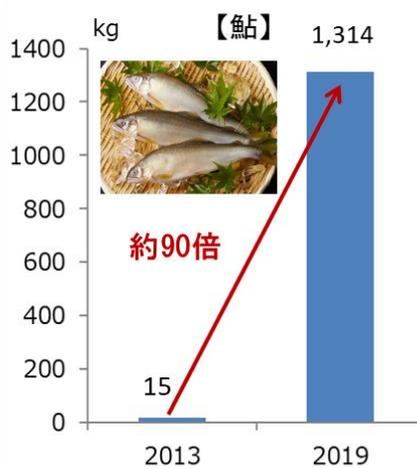
現状と課題

- 人口減少により国内市場が縮小していく中、県では、平成21年度から「観光・食・モノ」を三位一体でPRする「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」を展開してきました。
- 飛騨牛・鮎・柿を重点品目とし、成長著しいアジアや情報発信力の高い欧米でのトップセールスによる認知獲得、ファローアップを通じた輸出ルート確保、本格輸出に向けた民間取組への移行と3つのステージで県産農畜水産物のブランド力強化、海外販路の開拓を推し進めました。
- その結果、飛騨牛の輸出量は0.5トン(2009年)から51.7トン(2019年)へ、鮎は15キロ(2013年)から1,314キロ(2019年)へ、柿は9.0トン(2009年)から51.9トン(2019年)へと着実に増加するとともに、飛騨牛海外推奨店も12カ国・51店舗(2020年3月現在)にまで拡大しています。
- こうした流れを継続・発展させるためには、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効を追い風に、飛騨牛・鮎・柿の販売対策を強化しつつ、輸出品目の拡大に向け、検疫条件への対応やHACCP等の国際認証取得などの生産対策を両輪で進める必要があります。
- また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、海外への渡航制限や各国での外食自粛、店舗の営業規制などの影響が表われている中、県と協力覚書を締結している海外百貨店等との連携やコロナ禍で変化する食市場に対応した商品づくりを強化する必要があります。

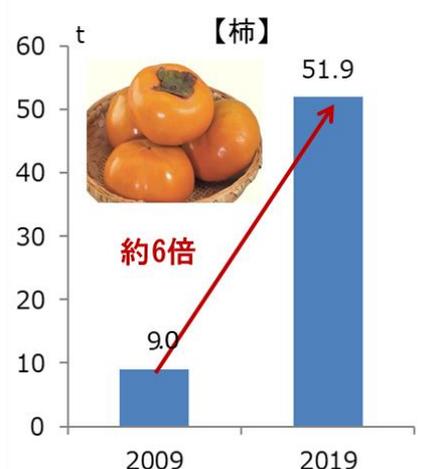
品目別の輸出量推移



(県農産物流通課調べ)



(県農産物流通課調べ)



(県農産物流通課調べ)

主な取組み

■販売対策

- 米国・中国・イスラム諸国など新たなターゲット国での飛騨牛プロモーションの実施、令和元年度に制度創設した岐阜鮎海外推奨店の認定拡大、ブランド発信力の高いEU・米国での高級柿の販路開拓などに取り組みます。
- コロナ禍で渡航制限が続く間、県と協力覚書を締結しているタイ、フランス、香港、豪州の海外拠点(高級百貨店等)に対して、現地プロモーション活動を委託します。
- 新たな輸出先及び輸出品目の販路開拓に向け、海外拠点を有しない国・地域で商社と連携し、米やメロン、柿・鮎の加工食品等の特色ある農産物等の展示販売を実施します。
- 海外シェフ向けの飛騨牛カッティングセミナーや岐阜鮎調理講習会を効果的に実施するとともに、県内事業者向けに農産物輸出に特化した研修会・商談会を開催します。

■飛騨牛の輸出力強化

- 県内唯一の輸出食肉取扱施設であるJA飛騨ミートに対し、EU・米国が定める衛生基準を満たすため、残留物質モニタリングや微生物検査などの取組みを支援します。
- 飛騨牛輸出を行う食肉販売事業者を対象に、コロナ禍で一層ニーズが高まる小割カット販売に必要な食肉加工費(掛かり増し相当分)を助成します。また、多様な部位を活用した料理のPRを通じ、一頭フルセットでの輸出を促進します。
- アフターコロナを見据え、海外からの産地招へいに取り組むとともに、地理的表示保護制度や他産地より長い賞味期限などの飛騨牛の新たな強みを活かしたPR活動を展開します。
- 食肉の簡易検疫制度を活用し、飛騨牛を個人消費用に宅配で直接輸出する新たな流通モデルを構築します。

■生産対策 <中山間向け施策 該当>

- 新たな輸出品目の拡大に向け、岐阜いちご・飛騨桃・恵那栗などの地域ブランドを対象に、輸出先国が求める園地登録や残留農薬検査、現地ニーズを捉えた商品づくりなど生産者主体の儲かる取組みをJAグループと連携して支援します。
- 海外との商取引で求められるHACCP等の国際認証取得に向け、食品事業者が行う製造施設の新設・改修、機器の整備を支援します。



飛騨牛海外推奨店認定式(豪州)



岐阜鮎調理講習会(ベトナム)

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
飛騨牛の輸出量	51.7t	100t
鮎の輸出量	1.3t	10t
柿の輸出量	51.9t	100t

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

②大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化



現状と課題

○農畜水産物のブランド化及び販売拡大を図るためには、その目的及びターゲットに応じたプロモーション活動を展開することが重要であることから、県では三大都市圏の特性に応じた取組みを行ってきました。

○首都圏はブランドイメージの向上を図るため、富裕層をターゲットに高級料理店での取扱拡大に向けたプロモーションに取り組んできました。

○飛騨牛は平成23年度、鮎は平成30年度からPR及び販路開拓に取り組み、令和元年度には飛騨牛24店舗、鮎13店舗の料理店が開拓しました。

○柿については高級果実専門店と連携したプロモーションに取り組み、富有柿はもとより高級ブランドの「天下富舞」についても定番商品として定着しています。

○首都圏の飛騨牛料理店は着実に増加したものの、和牛の産地間競争は激しく、飛騨牛ブランドの維持・向上には継続的な取組みが不可欠です。

○関西圏は、青果物の主要出荷先であり、消費者へのPRとともに、スーパーなどの小売から飲食・加工などの業務用まで幅広く販路拡大の取組みが行われてきました。

○長年にわたりプロモーション活動を積み重ねてきた結果、大阪市場における、ほうれんそう、えだまめのシェア1位獲得をはじめ、本県は関西圏において夏秋野菜の一大産地としての地位を得るに至りました。

○一方、関西圏では飛騨牛や鮎の販路開拓が手薄となっていました。令和7年に計画されている大阪・関西万博の開催は、取扱店舗を拡大するうえで絶好の機会と捉えています。



首都圏シェフ向け試食会



関西圏消費者向けPRイベント

□大阪市場における市場シェア上位品目

品目名	出荷時期	取扱数量(t)	岐阜県産		
			取扱数量(t)	順位	市場シェア
ほうれんそう	通年	4,960	2,036	1位	41%
えだまめ	5月～10月	736	219	1位	30%
夏秋トマト	7月～10月	6,128	1,618	2位	26%
菌床しいたけ	通年	1,999	101	3位	5%

※大阪市中央卸売市場年報（平成31年1月～令和元年12月）

○中京圏は、近場の大消費地という利点を生かし、市場流通により農畜水産物を安定的に供給するとともに、県アンテナショップ（平成26年度設置、現「GIFTS PREMIUM」）を拠点に生産者・団体等と連携したプロモーションを展開しており、同ショップは名古屋における購入・体験スポットとして賑わっています。

○新型コロナウイルス感染症の影響で実店舗を避ける動きから、ネット通販などEC（電子商取引）の利用が拡大しており、アフターコロナにおいても需要の伸びが見込まれることから、農業者や事業者における対応が求められます。

主な取組み

■首都圏プロモーションの実施(東京オリ・パラ大会の成果の活用)

○令和3年開催予定の東京2020大会期間に合わせたメニューフェア開催など、国内外の観光客に対して飛騨牛及び鮎のプロモーションを展開します。

○開拓した飛騨牛料理店との連携を強固なものとし、飛騨牛をフラッグシップに県産農畜水産物のブランド化を図るため、取扱店認定制度を創設し料理店におけるメニューの定番化を進めます。

■関西圏プロモーションの実施(大阪・関西万博に向けた新たな取組み)

○令和7年開催予定の大阪・関西万博に向け、関係事業者の共同により料理店と連携した県産農畜水産物の販売拡大とブランド化に新たに取り組めます。

○これまで培ってきた青果物の販売ルート、県人会・企業交流会の人脈や駐在職員の情報収集を活用し、関係事業者の販路開拓、PRや販売促進を支援します。

■中京圏プロモーションの実施(身近な産地としての取組みの展開)

○名古屋栄の県アンテナショップ「GIFTS PREMIUM」において、多種多様な県産農畜水産物や加工品と観光や産地の魅力をパッケージにして、PR・販売促進を展開します。

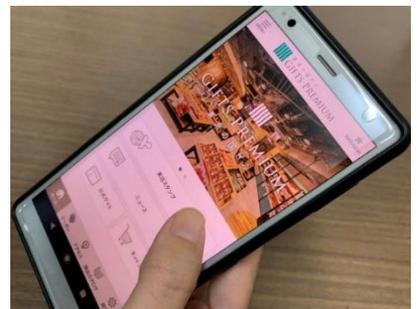
○ECの展開やソーシャル技術活用などデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組みを県アンテナショップで推進するとともに、農業者や事業者における取組みを支援し、ネット・リアル両面で魅力発信を図りつつ競争力を高めます。

■アフターコロナの販売展開

○アフターコロナを見据え、大都市圏のシェフやバイヤー等の産地招へい活動を強化するとともに、高級百貨店等での販売促進キャンペーン実施など、新たな食関連イベントを積極的に開催します。



情報機器を用いた店頭販促



EC(ネット通販)の取組み

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
大都市圏における飛騨牛取扱店の認定数	—	累計80店舗

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

③飛騨牛をはじめとする売れる畜産物を支える体制強化

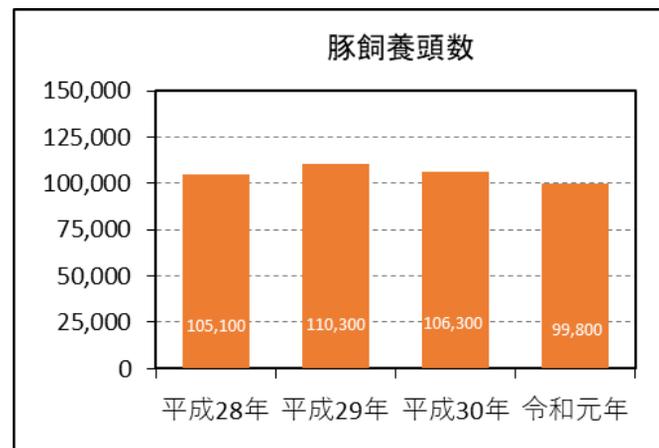
現状と課題



- 本県における畜産を取り巻く情勢は、経営者の高齢化や後継者不足などの要因により、農家戸数が減少し、それに伴い畜産物生産量も減少しています。
また、長引く飼料価格や子牛価格の高止まりによる生産コストの増加に加え、TPP11等海外との経済連携協定の締結による関税引き下げにより、安価な輸入品との競争にさらされています。
- さらには、豚熱や近隣諸国で発生している口蹄疫、アフリカ豚熱などの海外からの悪性伝染病への対応など、畜産経営を取り巻く状況は厳しさを増しています。
- このような情勢の中、特に未来の飛騨牛生産を担う新たな担い手の育成と、安定的に子牛を生産・供給する体制整備など、生産基盤強化への支援が必要です。
- 就農希望者に対しては、初期投資軽減のためのアパート牛舎整備や資金回転を早くするための初妊牛などの導入支援に加え、就農後も技術指導や経営分析等のフォローアップを行うなど、ハードとソフト両面による支援が必要です。
- 県産畜産物のブランド力の向上には、それを支える安定的な食肉供給体制や優良な種畜の造成等が不可欠となっています。
- 担い手確保や労働力不足などの問題に対応するには、ICT、ロボット、AI技術を活用した家畜飼養管理の省力化による労働環境の改善や一層の生産コスト低減が求められています。
- 特に、豚熱発生により、大部分を失った種豚「ポーノブラウン」については、岐阜ブランドの復活に向けて種豚再造成や早期の精液供給の再開が求められています。



飛騨牛銘柄推進協議会調べ



農林水産省「畜産統計」

※なお、H30.9に豚熱が発生して以降、殺処分により順次飼養頭数が減少し、R1.9月末時点では、5.1万頭（県家畜防疫対策課調べ）

主な取組み

■新たな担い手の育成 <中山間向け施策 該当>

- 繁殖管理や疾病管理等の技術を統合したDX農場である「飛騨牛繁殖研修センター」において、就農に必要な実践的かつ効率的な飼養技術や経営管理を習得し、研修生それぞれの希望に沿った就農を支援します。
- 肉用牛繁殖経営の基盤確保に向け、新規就農者の初期投資軽減のため、空き牛舎の回転やアパート牛舎の整備などを支援します。
- 酪農経営の後継者や雇用就農希望者などの担い手に対し、畜産研究所酪農研究部と東濃牧場において、酪農業に必要な知識・技術の習得を支援します。

■家畜の導入や施設整備の支援

- 新規就農者や増頭意欲の高い生産者に対して、畜産協会等と連携した個別相談等による技術指導・経営分析などのソフト面の支援に合わせて、家畜導入や畜舎・家畜排せつ物処理施設等の整備を支援するほか、自動給餌機や哺乳ロボット、発情監視システムなど畜舎のDXに資する機械・設備の導入も支援します。
- 耕種農家と連携し、増頭に伴う堆肥の処理・活用を推進します。

■優良な種畜の造成

- ゲノム解析技術等を用いた優良な系統の選抜を行い、種雄牛の造成や高能力の雌牛の保留・導入を推進し、飛騨牛の質・量の充実を図ります。
- 競争力のある豚肉生産を推進するため、育種改良により霜降り能力が高く病気に強い種豚「ポーノブラウン」の再造成に取り組みます。

■食肉供給体制の強化

- 新たな食肉基幹市場の建設を促進するため、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会が行う調査、研究、協議等の活動を支援します。

岐阜の畜産ブランド



目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
飛騨牛認定頭数	9,784頭	10,500頭
豚の飼養頭数	51,000頭(R1.9末)	116,000頭
ポーノブラウン造成頭数	0頭	累計12頭

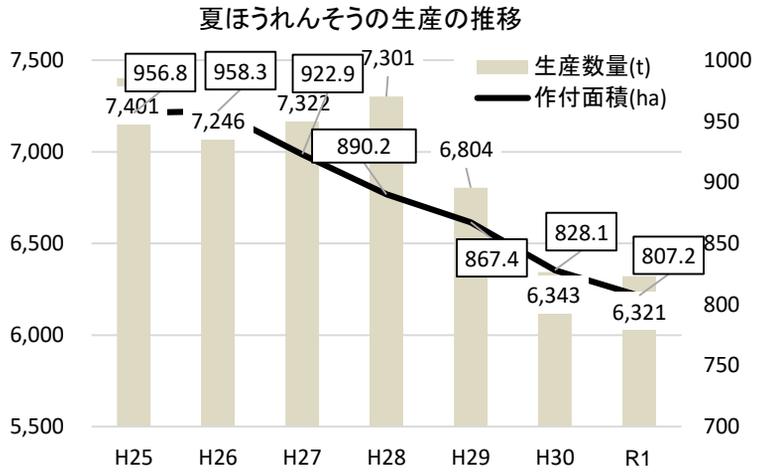
(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

④主要園芸産地の生産体制強化



現状と課題

- 本県の園芸産地では、変化に富んだ自然条件を生かし、多様な品目が生産されています。
- 野菜は、平坦地域である岐阜・西濃地域を中心に、冬春トマト、いちご、きゅうり等が施設栽培、えだまめ、だいこん、にんじん等が露地栽培により生産されています。一方、中山間地域では、郡上地域のだいこん、飛騨地域を中心に、夏秋トマト、夏ほうれんそうに代表される高冷地野菜が雨よけ栽培により生産されています。
- 農家の高齢化や担い手の不足から、主要品目（トマト、ほうれんそう、いちご、だいこん、えだまめ）の作付面積が減少しており、県内の園芸産地の縮小が懸念されています。



オートメーションによるトマトの箱詰め

○こうした状況を受け、トマトやにんじん産地において共同選果施設の再整備を進め、農家の作業負担を軽減し、生産体制の強化に向けた取組みを進めています。

○一方、夏ほうれんそうやいちごにおいては、播種から収穫、パック詰等の出荷調製作業まで全てを農家が担っており、労働力不足による離農や生産拡大ができない等の課題があります。

○果樹は、平坦地域を中心に、柿、梨、みかん、中山間地域で栗、桃、りんご、さらに地域特産の、ぶどう、ゆず、キウイフルーツ、ブルーベリー、うめ、いちじく、ぎんなんなど、多様な品目が栽培されています。

○近年、県育成品種である、ねおスイート（柿）、華かがり（いちご）、飛騨おとめ（桃）、えな宝来・えな宝月（栗）が産地に導入されつつあります。

しかし、新しい品種であるため、現地での栽培実績が少なく、高品質な果実を安定生産するには、栽培技術の早急な確立が必要です。



ねおスイート



華かがり



飛騨おとめ



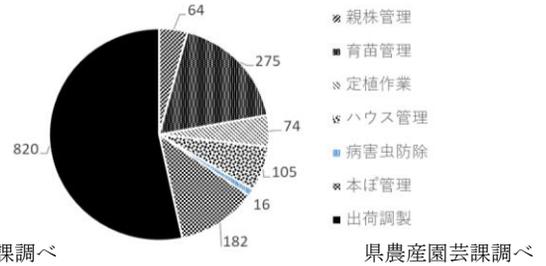
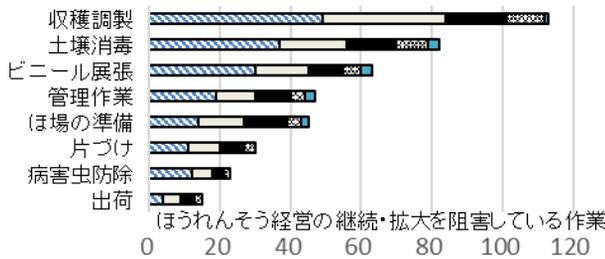
えな宝来

主な取組み

■農作業の分業化の促進 <中山間向け施策 該当>

○飛騨地域の夏ほうれんそう、平坦地域のいちご、えだまめについて、出荷調製作業（選別、袋詰め、パック詰め）やハウスのビニール張替えなど、労働時間を要する作業の分業化を進めることにより、農家の負担を軽減し、生産拡大や単収向上等に向けた取組みを促進します。

いちご（高設栽培）10aあたりの作業時間



ほうれんそうの出荷調製作業



いちごのパッケージ作業

○併せて、出荷調製作業など分業化を担う体制を整備するため、必要となる施設や機械等の整備について支援します。

■園芸産地を担う法人や大規模農家の育成

○園芸産地の縮小を防止し、持続的な生産体制を維持するため、高齢化や後継者不在による離農によって生じる空きハウスの活用や新規就農希望者を従業員として受け入れ就農を促すなど、園芸産地を担う法人の設立を支援します。

○また、生産規模を拡大する意向のある農家が産地の核となるよう、規模拡大に必要な機械・施設等の整備を支援します。

■新たなブランドの創出 <中山間向け施策 該当>

○高級ブランド柿「天下富舞」として認知されつつある、ねおスイーツについて、高品質かつ安定的に市場に供給できるよう栽培技術の確立を図ります。

○華かがり（いちご）、飛騨おとめ（桃）など、新たな県育成品種を生産現場へ普及し、飛騨牛、鮎、柿に続くオンリーワン農産物の創出を進めます。

○AI技術を活用し、柿や桃の選果時において画像から日持ちなどに優れた果実の判別が可能な技術を開発します。



ねおスイーツ栽培技術研究会

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
夏ほうれんそうの共販出荷量	6,321t	6,350t
いちごの共販出荷量	1,176t	1,180t

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

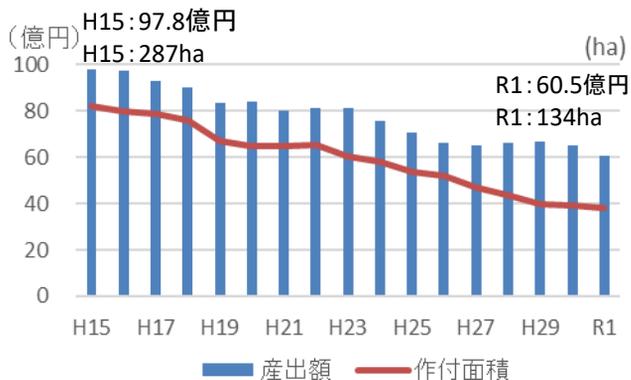
⑤新たな需要開拓による花き振興



現状と課題

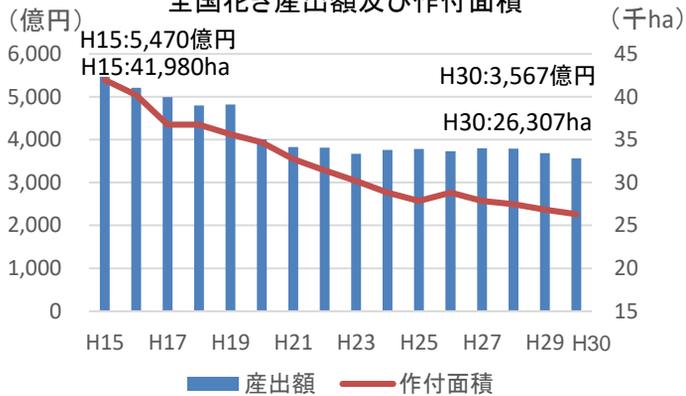
- 本県の花き生産は、平坦地域ではミニバラや観葉植物など大規模な温室による鉢花、中山間地域では雨よけハウスによるトルコギキョウやキクの切り花栽培など、地域の特徴を生かした産地が形成されています。
- 本県は、平成26年に全国初となる「岐阜県花きの振興に関する条例」を制定し、その基本理念を実現するために花き文化の振興、花育、園芸福祉の推進や安定供給に向けた生産振興の施策に取り組んできました。
- しかし、人口減少や高齢化に伴う市場規模の縮小、生産・流通コストの増加、輸入花きの増加などにより、花きの経営環境は厳しさを増しており、本県の花き産出額は、全国と同様、減少傾向にあります。

県花き産出額及び作付面積



県農産園芸課調べ

全国花き産出額及び作付面積



農林水産省「花木等生産状況調査」

- このように厳しい状況の中、本県の花き生産を将来にわたって持続・発展させていくためには、生産現場における課題を的確に捉え、消費者ニーズに基づいた花きの生産へと転換していく必要があります、消費者の購買意欲を高めるブランディングなどの取組みが重要です。

- 消費拡大に向けたマーケティング等に基づく需要開拓は、生産拡大につながるため、積極的な展開が必要です。

- また、経営の維持・安定化を図るため、優れた品種の開発や品質向上、地球温暖化への対応等、技術開発によって利益率向上を図る必要があります。

- さらに、本県の花きの利用拡大を促進できるよう、花のある暮らしの提案等、日常生活の中での花きの積極的な活用を推進する必要があります。



県が育成したフランネルフラワー「ファンシーマリエ」

- 令和4年度に経営感覚に優れた花きの担い手育成と花き産業の振興拠点として、「清流の国ぎふ花と緑の振興センター」を設置しました。本拠点を活用し、県内の花き生産者の経営改善や生産技術の向上を図るとともに、コロナ禍により変化した花きの需要に対応した新商品づくりなど、花き産業の活性化を図ることが必要となっています。

主な取組み

■コンソーシアムによる異業種業界との連携による花き活用の推進

- 花き業界と異業種業界（地場産業など）が一体となったコンソーシアムを創設し、花きの活用拡大を進めます。
- 企業・研究機関と連携したワーキンググループを設置してマーケットインの商品づくりと生産体制の強化に取り組み、需要開拓を推進します。
- 生産者と造園業者が連携した花と緑を活用した魅力的なまちづくりの推進や住宅メーカー等と連携した花のある暮らしの提案等により、花きの需要拡大を推進します。

■高品質安定生産に向けた花き産業の振興

- 業界のトレンドや市場及び消費者ニーズに応じたオリジナル品種の育成や、耐暑性・耐病性を持った花きの研究を行うとともに、育成品種の円滑な産地導入とブランド化を推進します。
- ICT化やAIを活用した技術開発による、省力・高品質化、データ分析に基づく生産技術・収益性向上等、生産基盤の強化に取り組みとともに、技術・経営面の支援や商品の販売対策を強化します。
- 国際園芸アカデミーにおいては、高品質安定生産に向けたスマート農業技術を活用した実践教育を推進するとともに、ぎふワールド・ローズガーデンを活用した作品展示や販売実習によりマーケティングやコミュニケーション能力の向上を図るほか、自治体・企業との連携協定に基づく地域社会の発展に貢献する活動を展開し、経営力や主体性、社会性のある人材の育成に取り組みます。
- 花と緑の振興センターにおいて、担い手の経営改善・生産技術向上に向けた研修会の開催や新たな需要拡大につながる新商品・新サービスの開発の促進を図るなど、花きの担い手の経営・技術課題の解決を支援します。
- 高品質安定生産に向け、MPS（花き産業総合認証）の取得を推進します。

■現代のライフスタイルに合わせた花の楽しみ方の提案による花き文化の振興

- ライフスタイルに合った花飾りの提案や花の効果効用のPR、新たな花き文化である「花いけバトル」の開催等、日常的な花飾りの定着を積極的に推進します。
- 園芸福祉活動の普及・拡大に向け、学生と連携した地域活動を推進するとともに、園芸福祉サポーターと施設とのマッチングを支援します。
- 家族で楽しめる花飾りの提案により花育を推進し、地域や家庭で花を飾る習慣の普及・定着を進めます。



住宅展示場と連携したPR



県が育成したローダンセマム「クレールローズ」



「高校生花いけバトル」の開催

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
コンソーシアムにおける連携開発事例	—	累計20事例

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

⑥鮎を守り育てる体制の構築



現状と課題

○鮎漁獲量は全国的に減少傾向となっており、本県においても、水域環境の変化、冷水病の発生、カワウによる食害、漁業者の減少等、様々な要因により、10年前（平成21年）の404トンから、213トン（令和元年、速報値）まで減少しています。

○一方、漁業協同組合員数も全国的に減少しており、本県では、10年前（平成21年）の約47,000人から33,050人（令和元年）まで減少し、漁獲量減少の一因にもなっています。

○漁業の担い手である組合員数の減少が進行することで、友釣り、投げ網漁等の伝統漁法や人工ふ化放流等の伝統的な再生産技術の継承等が困難となる恐れもあります。このため、若い世代の川や魚への関心を高めることも含め、これからの漁業を支える意欲ある担い手の育成・確保の取組みは急務です。

○また、鮎資源を守り続けていくためには、鮎資源の増殖が不可欠です。このため、国内唯一の鮎種苗生産施設である「岐阜県魚苗センター」の計画的な改修や冷水病に強い新たな種苗開発など岐阜県産の放流種苗の安定供給体制の整備、各漁業協同組合への働きかけなど、魚苗センター産種苗の更なる利用拡大を図ることが重要です。

○さらに、近年の食生活の変化により、国内における鮎の需要減少が危惧されていることから、鮎漁獲量の回復と合わせて、県産鮎の販路拡大等を図ることも必要です。

漁獲量・漁業者・遊漁者の推移

	H21	R1
漁獲量	404トン (全国2位)	213トン (全国4位)
漁業者	46,924人	33,050人
遊漁者	56万人	37万人

(出典) 漁獲量は農林水産業「漁業・養殖業生産統計」。漁業者、遊漁者は岐阜県「岐阜県の水産業」



鮎



人工ふ化放流

主な取組み

■鮎資源の増大

- 県産放流種苗の安定供給を推進するため、老朽化が進んでいる「岐阜県魚苗センター」について「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な施設改修を進めます。
- ルアー人口の取り込みによる漁場の維持と早期遡上鮎の親魚養成技術の開発により、釣れる放流鮎の生産技術開発を進めます。
- 鮎の資源量を科学的根拠に基づき管理・増加させるため、県、長良川流域4市、漁業協同組合等で構成する協議会を設置します。



岐阜県魚苗センター(出荷の様子)

■冷水病対策の推進

- 冷水病菌を持たない魚苗センター産種苗の放流を増やすため、冷水病に強く低水温のダム上流に適した新たな種苗開発等を推進します。
- 講習会や巡回指導の強化等により、漁業協同組合や養殖場の関係者に対し「病気を出さない・持ち込まない・持ち出さない」方法を指導し、発生防止対策等を推進します。

■漁業者・遊漁者の育成・確保

- 若い世代の川や魚への関心を高めるため、「清流長良川あゆパーク」における漁業体験や、漁業協同組合が行う釣り教室など、様々な体験活動を提供します。
- 友釣りや網漁等の伝統漁法を学ぶ研修会の開催、遡上鮎の増殖に重要な人工ふ化放流や溪流魚の発眼卵放流など再生産技術を継承するための研修プログラムの開発や効率化の実現など、内水面漁業を支える意欲ある担い手の育成を推進します。
- 漁業協同組合等による電子遊漁券システムの導入や、多様な漁場整備への支援等を通じ、新たな遊漁者の確保を推進します。



釣り教室(清流長良川あゆパーク)

■販路の拡大

- 大都市圏において、試食会・商談会等による販路開拓を推進するほか、一般家庭における県産鮎消費拡大のため、大規模量販店と連携した県産鮎販売フェアの開催等を通じた周知・PRを推進します。
- 漁業協同組合等が行う鮎の集出荷場整備の支援等を通じ、鮎の流通を促進します。
- HACCP対応加工施設の整備の支援等により、高品質で安全性の高い養殖生産体制づくりを推進します。
- 豪州への輸出解禁に向けた各種調査・分析、海外販路の開拓に向けた現地プロモーションの実施、岐阜鮎海外推奨店の認定拡大、輸出要件を満たす加工施設の整備の支援等を通じ、県産鮎の更なる海外展開を促進します。
- デジタルセンサーの導入により、水温、溶存酸素量等の養殖環境データを見える化し、活用することで生産コストの低減を目指します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
漁業者による鮎漁獲量	213t	350t

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

⑦ブランド展開を支える新品目の創出と生産流通技術の開発

現状と課題



○「ぎふ農畜水産物のブランド展開」を推進するためには、農業者の収益性向上に直結する新たな品目の掘り起こしや効率的な生産流通技術の開発、生産現場への速やかな普及が不可欠です。

○特に、新型コロナウイルス収束後の農畜水産業の再興を進めるため、県オリジナル品種の育成によるブランド力強化や、効率的な作業を可能とする栽培システムの開発により新規就農者を含めた担い手の支援が必要です。

作目	登録数	名 称
作物	2	コメ (ハツシモ岐阜SL)
		エゴマ (飛系アルプス1号)
野菜	2	イチゴ (美濃娘、華かがり)
果樹	5	モモ (ひだ国府紅しだれ、飛騨おとめ)
		クリ (えな宝来、えな宝月)
		カキ (ねおスイーツ)
花き	9	フランネルフラワー (フェアリーホワイト、エンジェルスター、フェアリームーン、ファンシーマリエ)
		シクラメン (ムーンルージュ)
		ローダンセマム (クレールピーチ、クレールローズ、 <u>クレールチェリー</u> 、 <u>クレールルージュ</u>)
合計	18	

岐阜県育成品種登録一覧 (R4.11末現在)

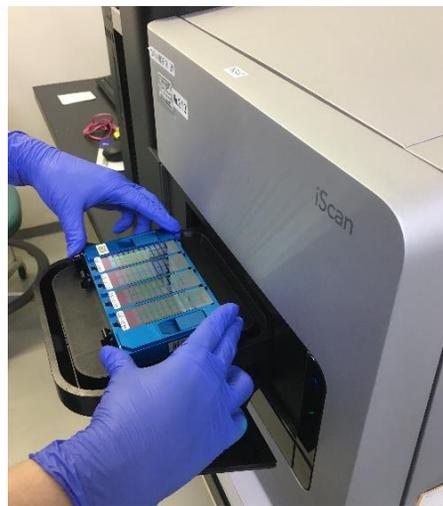
○農業分野では、経験年数等に関わらず誰もが取り組みやすい栽培体系や単収の向上・高品質生産を実現するため、ICTやAI技術の活用を図るとともに、持続可能な農業の実現に向けて化学合成農薬や化学肥料の使用量の低減技術の開発が求められています。一方、畜水産分野では、進歩が目覚ましいDNA (ゲノム) 解析技術を用いることで育種改良等への応用が期待されます。

○一方、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響で、農業現場では、高温障害により品質や生産量が低下していることから、環境の変化に適応できる生産管理技術を開発し、農業経営の安定を図ることが重要です。

○試験研究機関で開発された技術については、普及組織と連携し、技術の実証や展示、研修会の開催等により、現場への普及を図る必要があります。



ドローンを活用した新たな果樹の防除手法の開発 (中山間農業研究所)



DNA情報を活用した新たな改良手法の開発と高能力種畜への改良 (畜産研究所)

主な取組み

■新品種・品目等の育成 <中山間向け施策 該当>

- 新品種・品目の創出や省力化・低コスト化に対応した栽培管理技術等を開発します。
- 具体的には、「美味しさ」や「美しさ」など優れた特徴を持つ新たな県オリジナル品種等の育成や新規就農者など農業者の収益向上に貢献できる新たな品目の栽培体系を確立します。

■新技術の開発 <中山間向け施策 該当>

- ICT等を活用し、農産物の栽培に適切な生育環境にするための環境制御技術を開発します。
- 具体的には、トマトや花き、柿、米、牛等を対象として、国、大学、企業等と連携しICTやAI技術、ビッグデータを活用した省力化や高品質化につながる革新的な栽培システムを開発します。
- 有機JAS適合農薬、天敵、耕種的対策等による防除技術、土壌や堆肥の養分利用技術など、持続的な農業生産や有機農業に必要な要素技術の開発に取り組みます。【再掲】

■地球温暖化に適応できる栽培技術等の開発

- 高温の影響を受けにくい新品種の育成や栽培管理技術等を開発します。
- 具体的には、高温下でも生産や品質が安定する米の新品種の育成、温度上昇を抑制する日射を和らげる等の技術、温暖化による病害虫の発生拡大・長期化に対応した防除技術を開発します。

■新品種・品目等の実証・普及

- 県が開発した新品種・品目や新技術を速やかに生産現場へ普及するため、普及指導員が農業者・食品加工業者等と連携し実証等を行います。



県育成品種(出願公表中):ローダンセマム
「クレールチェリー」、「クレールルージュ」
(農業技術センター)



病気に強いアユ種苗の開発
(水産研究所)

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
県が新たに育成した農産物品種登録(出願)数	—	累計10
新たな実用技術(実用段階)課題数	—	累計100

観測指標：基本方針(3)【ぎふ農畜水産物のブランド展開】

農畜水産物の輸出額

現状 15億5千万円(R1)



目標 30億円(R7)

<設定の考え方、方向性>

○本県の農畜水産物の輸出額は、飛騨牛、鮎、柿といった県を代表するブランド農畜水産物を中心に15億5千万円であり、近年大きく増加しています。

<P11参照>

○人口減少により国内市場が縮小していく中、海外市場の取り込みの必要性・重要性は、今後ますます高まるものと推測されます。

○このため、本方針に掲げる飛騨牛、鮎、柿の更なる付加価値向上や生産拡大を図るとともに、これらの品目に続く新たなブランド農畜水産物を創出するという取組みを通じて、輸出額の倍増を目指し、観測指標とします。

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(4) 地域資源を活かした農村づくり

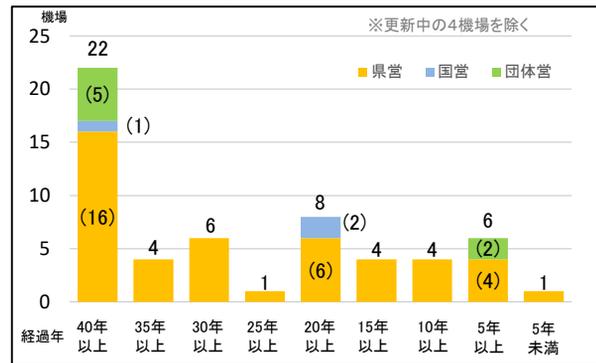
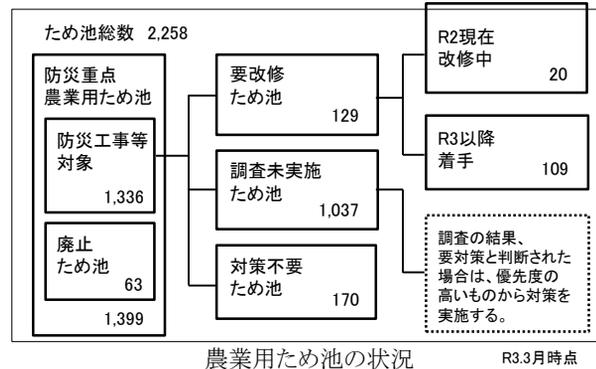
① 災害に強い農村づくり



現状と課題

○平成30年7月豪雨において、小規模なため池で甚大な被害が発生したことを受け、令和元年7月に、農業用ため池を適正に管理及び保全し、決壊による被害を防止することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）」が施行され、都道府県のため池管理に係る取組みの強化及び明確化がなされました。また、令和2年10月に、農業用ため池に係る防災工事などの集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」が施行されました。

○本県の農業用ため池2,258箇所のうち、防災重点農業用ため池は1,399箇所（R2年度時点）あります。そのうち、早期に対策が必要で、未着手のものが100箇所以上あり、今後の点検・診断の進捗により、その数はさらに増える見込みです。



○本県の農業用排水機場（60機場）の半数以上が建設から30年以上を経過しており、適正な管理により能力維持を図っていますが、老朽化による排水能力の低下が懸念されています。また、周辺農地の宅地化などによる雨水保水能力の低下や建設後の地盤沈下の影響に加え、「想定外の常態化」ともいふべき豪雨の頻発化などにより、これまでの排水機的能力では対応の不足が懸念されています。

○また、農道は農産物輸送の合理化はもとより、農村生活の安全・安心にとって重要な役割を担っています。しかし、緊急輸送道路ネットワークに関連（指定・接続）する農道橋のうち50橋は、平成7年兵庫県南部地震を踏まえた見直しが行われる前の耐震基準で設計されており、これまでに20橋（令和2年度末）の対策を完了しましたが、未対策の施設では大規模地震による落橋などの致命的な被害の発生が懸念されています。

○これらの課題に対応するためには、農業用ため池をはじめとする農業インフラの更新、耐震・長寿命化対策などの防災・減災対策や近年の豪雨に対応した監視体制の構築などを着実に推進するとともに、「流域治水」の考えのもと、農地の洪水防止機能の維持増進を図る必要があります。

併せて、農村地域の過疎化・高齢化の進行に伴い、地域の防災力を支えてきた集落機能の低下が懸念される中、個人の防災意識の向上や地域内の情報伝達体制の強化といった自助・共助の取組みを強化する必要があります。

主な取組み

■農業インフラの防災・減災対策の推進

- 防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価などの調査、改修、I o Tを活用した遠隔監視システムの整備、農業利用されていないため池の廃止を集中的かつ計画的に推進します。
- 特定農業用ため池に指定したため池について、管理状況を把握・監視するとともに、管理者に対して技術的な助言を行うなど、適正な管理を支援します。
- 老朽化などにより機能低下した農業用排水機場などの更新整備や施設の長寿命化を図るため、継続的な点検、機能診断、評価に基づき適時適切な機能保全対策を推進します。
- 緊急輸送道路ネットワークに関連する農道橋の耐震対策を推進します。
- 近年、一時的に雨水を貯留することにより、下流域での洪水の防止・軽減に寄与する水田の洪水防止機能への関心が高まっており、その機能を強化する「田んぼダム」などの「流域治水」の取組みを推進します。



改修したため池(瑞浪市 瑞浪1期地区 大洞ため池)



更新した排水機場(大垣市 静里地区 静里排水機場)

■防災意識の向上と地域防災力の強化

- 農村の地域防災力の向上を図るため、県、市町村、ため池管理者及び地域住民を対象とした農業用ため池に関する防災行動計画（タイムライン）を作成し周知するなど、防災行動への意識啓発を推進するとともに、地域内の情報伝達体制の強化を促進します。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の協働活動を支援するとともに、ボランティアなどによる復旧に向けた体制づくりを推進します。
- 地域コミュニティを活用した農地・農業用施設の見回り点検作業や農地の洪水防止機能をはじめとする農業・農村の多面的機能の維持増進を図る活動など、地域住民が主体となって実施する防災・減災活動を支援します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合	—	100%
地域防災力の向上に取り組むため池数	—	累計270箇所

(4)地域資源を活かした農村づくり

②農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策

現状と課題



○中山間地域を中心に、自然的、地形的な条件から農業の担い手が不足している地域や、水田が小区画であったり、老朽化した用排水路が更新整備されていないなどの営農条件が整っていない地域では、農地の荒廃が進んでいます。

○これまでも、例えば飛騨市における一定規模以上の水田営農受託農業者への支援等による農地の荒廃防止や遊休農地を解消する活動を行ってきました。一方で、集落から離れた農地など、条件不利地域で引き受け手となる営農組合がない等から、新たな遊休農地が発生するなど年々優良な農地が減少しています。



農地に隣接する遊休農地

○特に、中山間地域では高齢化・人口減少の進行により、地域内の保全管理活動の実施が困難な状況であり、今後は現在以上に遊休農地が発生しないよう取り組む必要があります。

○このため、農地の保全対策と人が住み続けるための生活環境の向上対策を一体的に推進するとともに、集落機能の維持・強化を図る必要があります。

○農家の高齢化に加え、イノシシやシカをはじめとする野生鳥獣の度重なる被害から、営農意欲が減退し、耕作を行わなくなっているところもあります。これら荒廃した農地の増加は、野生動物の活動範囲を広げる原因となっています。

○鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置と捕獲などの対策を一体的に実施した結果、農作物被害額は令和元年度には約2.0億円となり、ピーク時の4.8億円から大きく減少しています。しかし、近年、被害額が下げ止まり傾向にあることから、特に、被害の大きいイノシシ、シカ、内水面漁業のアユに多大な被害をおよぼすカワウについては、更なる対策の強化が必要となっています。また、防護柵の設置だけでは対策が困難なサルについては、効果的な被害防止対策を検討する必要があります。



鳥獣防護柵設置状況



老朽化した用水施設

主な取組み

■守るべき農地の遊休農地化を防止する活動の支援 <中山間向け施策 該当>

- 農家だけでなく、地域住民や外部人材が一体となって農地や農村環境を保全する「日本型直接支払制度」などの取組みを支援し、新たな遊休農地の発生防止を図ります。
- 農業委員会活動の着実な実施により遊休農地の発生を抑制し、農振農用地を確保するため、農業委員会が行う農地の利用状況調査や農家の意向把握に係る事務負担の軽減に向けたタブレット端末の導入などを支援します。
- 営農組織、土地所有者、県、市町村等関係機関が連携して集中的に解消活動を行う「農地イキイキ再生週間」を設定し、広く県民へ遊休農地解消の必要性をPRするとともに、再生作業の省力化に向けた機器の普及促進を図ります。
- 農業者が遊休農地を引き受けて営農を行うために必要となる農地の再生作業や土壌改良等の取組みを支援することにより、再発防止と営農定着を図ります。



農地イキイキ再生週間による解消活動

■地域ぐるみでの鳥獣害対策と広域的捕獲の推進 <中山間向け施策 該当>

- 鳥獣害対策を効果的に実施するため、引き続き集落単位で行う追い払いや捕獲、防護柵設置などを支援するほか、地域での捕獲体制の整備や人材育成、複数市町村に跨る広域的な捕獲を推進します。
また、被害防止対策が難しく、群れで行動するサルについては、狩猟者だけでなく地域ぐるみでの捕獲体制の構築が必要なため、地域住民に対し専門家による指導や捕獲に係る研修などを実施します。
- カワウ対策の効果的な実施に向け、引き続きコロニーや飛来地での捕獲や追い払いを支援するとともに、ドローンによる追い払いやテグス張り、繁殖抑制などのほか、GPSによる行動域調査を行うなど、ICTを活用した新技術導入の検証を実施します。

■中山間地域の生産基盤の整備の推進 <中山間向け施策 該当>

- 地形的条件が不利な中山間地域においては、安定した営農の維持を図るため、小規模な水路や農道の整備など地域の実情に即したきめ細やかな基盤整備を推進します。



更新した農業用水路
(高山市 東高山地区 塩屋日面用水)

■農村の生活環境基盤の整備の推進

- 農村の生活環境の向上を図るため、農業集落排水施設や交通の利便性を向上させる基幹的農道、集落内道路などの生活環境基盤の整備を推進します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
遊休農地面積	716ha	716ha
中山間地域の生産基盤の整備面積	—	累計1,500ha
鳥獣による農作物被害額	2.0億円	1.0億円
農振農用地面積	43.8千ha	43.8千ha

(4)地域資源を活かした農村づくり

③世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承と持続的発展

現状と課題

○日本三大清流の一つである長良川の流域では、漁業者をはじめ、地域の人々が一丸となって森や川を守る活動にたえず取り組む、その清流で鮎が育ち、長良川からの恵みを楽しむなど、「清流」と「鮎」が、地域の人々とその暮らしに深く結びついています。

○長良川におけるその循環は、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連する「里川」のシステムであり、「里山」と「里海」をつなぐ重要な役割を果たしています。

○平成27年12月15日、この「長良川システム」が世界に認められ、「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定されました。

○本県を代表する鮎をはじめとする水産資源や、美しい自然環境、豊かな農畜産物、鵜飼等の伝統漁法、和紙や染物といった清流が欠かせない多様な文化等はいずれも、こうした「長良川システム」によって育まれてきたものです。

○まさに、「長良川システム」は「清流の国ぎふ」のシンボルであり、持続可能な「清流の国ぎふ」を具現化するための重要な仕組みと言えます。

○一方で、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定要素の根幹である、鮎の漁獲量は年々減少しています。

○このため、「長良川システム」の持続的な発展に向けて、鮎の資源量・漁獲量の増加（供給量の増加）と鮎の消費拡大（需要量の増加）を両輪として、鮎のブランド振興・消費拡大、鮎の関係人口の増加等の取組みを一層推進していくことが必要です。



日本三大清流「長良川」



源流の森を守る取組み

主な取組み

■多様な主体との連携による「清流長良川の鮎」の発信強化・保全、持続的発展

- 「G I A H S（ジアス）鮎の日イベント」や「清流長良川の恵みの逸品」の活用、世界農業遺産マルシェの大都市圏等での開催、大手E Cサイトや石川県をはじめとする他の認定地域と連携したフェアの開催等を進めるとともに、流域の世界遺産（本美濃紙、曾代用水）との連携も強化し、「清流長良川の鮎」の魅力、ブランド価値を県内外に強く発信します。
- 清流に育まれた伝統工芸、文化、風景や「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承を担う人々の活動等の「清流長良川の鮎」の魅力をデジタル化するなどWEBコンテンツを拡充し、オンラインでの発信を強化します。
- 観光施設や商業施設と連携してサステイナブルな観光エリアとして流域をPRし、世界農業遺産を活用した交流人口の拡大を進めます。
- 流域の環境保全活動等に取り組む「世界農業遺産『清流長良川の鮎』プレーヤーズ」の拡大や、河川等の清掃、植林、環境教育等の活動への支援など、「世界農業遺産保全計画」を推進するとともに、世界農業遺産を活用した地域づくりを進めます。
- 鮎のブランド振興・消費拡大を図るため、鮎料理店や販売店等の民間が主体となり鮎の消費拡大を盛り上げるキャンペーン等を実施するとともに、天然鮎料理店のPRや鮎料理の新メニュー開発、メニューフェアの開催を進めます。

■「清流長良川の鮎」を未来につなぐための人材の育成

- 「清流長良川あゆパーク」における鮎つかみどり体験や魚釣り体験、塩焼き体験、漁業協同組合が行う釣り教室など、川と魚に親しむ様々な体験活動の提供や県内学校が行うふるさと教育の支援等を通じて、若い世代に「清流長良川の鮎」の価値を伝えていきます。
- 友釣りや網漁等の伝統漁法を学ぶ研修会の開催、遡上鮎の増殖に重要な人工ふ化放流や溪流魚の発眼卵放流など再生産技術を継承するための研修プログラムの開発や効率化の実現など、内水面漁業を支える意欲ある担い手の育成を推進します。

■国際貢献・国際連携による「清流長良川の鮎」の海外への発信

- 東アジア農業遺産学会の開催や、内水面漁業研修センターにおける、アジアやアフリカ諸国等からの国際研修生の受入れ、専門研究員の現地への派遣等による国際貢献、海外推奨店認定制度による鮎の海外販路拡大等を通じて「清流長良川の鮎」の価値や魅力を世界に発信します。



清流長良川あゆパーク(魚つかみどり広場)



内水面漁業研修センターにおける国際研修生向けの研修

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認知度	45.6%	100%
長良川の鮎資源量	441万尾(R4)	1,000万尾(R13)

(4)地域資源を活かした農村づくり

④棚田など地域の魅力を活かした農村の活性化

現状と課題



○棚田は農産物を生産するだけでなく、文化の伝承や県土の保全、水源のかん養などの多面的機能を有する県民共有の財産です。

しかし、棚田のある中山間地域においては、過疎化や高齢化などが著しく進展し、多面的機能の低下等が顕在化しています。

○近年、農村に関心の高い若者が、豊かな環境や新たな生活スタイルを求め、都市と農村を行き交う「田園回帰」の動きがあるなど、農業や農村地域の魅力が再認識されています。

また、棚田地域振興法の制定を契機とし、棚田の魅力が見直されており、棚田を活かした関係人口の増加による農村の活性化を進める必要があります。



坂折棚田「棚田ウォーク」(恵那市)

○県内には歴史ある農業施設や「五穀豊穡」を祈り、「豊作」に感謝する、地域が守ってきた農業に関わる祭礼などの伝統文化も多数あり、農村の活性化を図る上で、これらを後世に伝承していくことも必要です。

○中山間地域においては、イノシシやシカなど野生動物による農作物被害が深刻となっています。その一方で、被害軽減のため捕獲されたイノシシやシカは、都市部にはない地域資源であり、ジビエ料理への活用などを進め、魅力向上につなげる取組みとして進める必要があります。



ぎふの田舎応援隊(恵那市:朽久保棚田)



坂折棚田「田の神まつり」(恵那市)

主な取組み

■棚田を核とした棚田地域の振興 <中山間向け施策 該当>

- 棚田を核とした地域振興を行うため、指定棚田地域の活動計画認定を支援します。
- 棚田地域の関係人口の拡大に向け、棚田保全活動への都市住民の参加を促進するため、「ぎふの田舎応援隊」や「ぎふの棚田応援隊」の活動を推進するほか、棚田地域の生活や伝統文化、恵那市に多くみられる石積棚田などの魅力を体感する「棚田塾ツアー」を実施します。
- 棚田カードやPR動画などにより、都市など他地域の住民に棚田の持つ多様な魅力を情報発信し、地域外から棚田への訪問に繋げ、農村の活性化を推進します。

■グリーンツーリズムの推進による農村地域の活性化 <中山間向け施策 該当>

- 農村の豊かな自然や文化などを活かしたグリーンツーリズム、農泊やワーケーションの取組みを充実するため、地域の取組みの核となる指導者などを育成するとともに、実践者が行う体験施設と宿泊施設が連携した滞在型プランの開発などを支援します。
- 本県のグリーンツーリズムのブランド力強化のため、専用ホームページやオンライン旅行取引などを活用し、県内各地の滞在型プランの情報発信や参加者募集などのプロモーションを一体的に実施します。

■ジビエの利活用促進

- 安全・安心なジビエを提供するため「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に準拠して解体処理を行う施設の整備を支援するとともに、解体処理施設を核とした地域内流通・販売システムの構築に向け、関係者による「ぎふジビエの里づくり」の推進、県内ネットワークの強化や人材の育成・確保に取り組みます。



「ぎふジビエ」料理

- 安全・安心なジビエを提供する「ぎふジビエ」のブランド化を進めるため、「ぎふジビエ登録制度」の活用を推進するとともに、ジビエが気軽に楽しめるよう食品関連企業と連携した加工品やメニューの開発支援、「ぎふジビエ」の県内をはじめ首都圏においてもPRを行うなど、販路の拡大を推進します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
活動計画認定棚田数	0箇所	累計50箇所
農林漁業体験者数	214千人	300千人
ぎふの田舎応援隊登録数	289人	累計1,500人
ぎふジビエ販売量	22t	75t

観測指標：基本方針(4)【地域資源を活かした農村づくり】

耕地面積（農地面積）

現状 55,700 ha (R1)



目標 54,000 ha (R7)

<設定の考え方、方向性>

○耕地面積は全国的に減少傾向にあり、国では、「食料・農業・農村基本計画」において、このまま減少傾向が続いた場合、現在の439.7万ha（令和元年）が、令和12年度には392万haとなる見通しであり、遊休農地の発生防止や解消により、414万haとする展望を示しています。

○本県の耕地面積は、55,700ha（令和元年）であり、災害や高齢化による離農、鳥獣被害による耕作放棄地の発生などにより、ゆるやかな減少傾向となっています。

○このため、本方針に掲げる災害に強い農村づくり、鳥獣害対策、農村の活性化といった取組みを通じて、国の展望と同程度の減少に留めることを目指し、観測指標とします。

第6章 将来像達成に向けた取組み

2 中山間地域を守り育てる対策

中山間地域の現状

○中山間地域の農家戸数は26,604戸で県全体の54%、また、耕地面積では27,114haで県全体の49%となっています。また、農業産出額は冷涼な気候などを活かした野菜や米などを中心に649億円、農業・農村の多面的機能評価額（県独自調査）は785億円と、いずれも県全体の約6割を担っており、食料安全保障などの観点からも、中山間地域は本県農業・農村において重要な役割を果たしています。

○一方で、国勢調査では、過疎地域を含む中山間地域では、それ以外の市町村よりも人口減少が急速に進んでいることが確認されており、また、高齢の農業者も比較的多いことから、今後、人材不足が懸念されます。

○また、中山間地域には、急傾斜かつ農地に占める割合が大きい畦畔が多く、その管理には労力、時間、コストを要するなど不利な営農条件もあり、1経営体あたりの経営面積は平坦地域に比べ約3割下回っています。

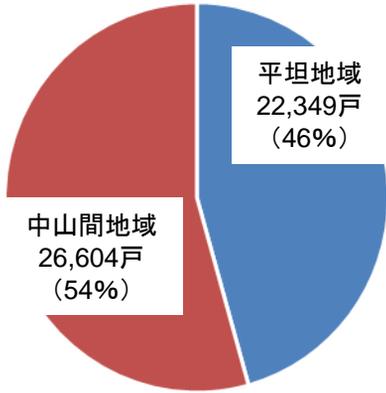
○さらに、中山間地域における遊休農地面積は県全体の約7割となっており、今後ますます増加すれば、鳥獣被害の助長や洪水防止機能をはじめ農業・農村の多面的機能の低下などにつながってしまいます。

中山間地域の推進方針

- 急速な人口減少、高齢化を踏まえ、新たな担い手育成を含む、中小農家、地域住民や関係人口を含む外部人材がそれぞれの役割のもと農業・農村を支える体制や仕組みづくりなど、「中山間地域を守る多様な人材・主体づくり」に取り組みます。
- 急傾斜な畦畔や小区画の水田など不利な条件へ対応する一方で、冷涼な環境など利点を活かしたブランド農産物の育成など、「中山間地域の条件・特性等に対応した農業の展開」に取り組みます。

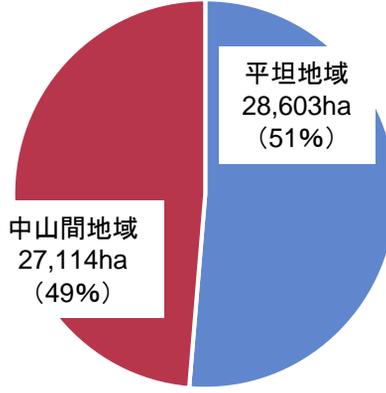
(参考) 平坦地域と中山間地域を比較した統計データ

農家戸数(R2概算)



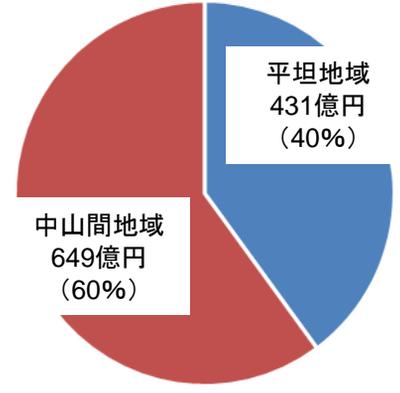
農林水産省「2020農林業センサス」(概算)

耕地面積(R1)



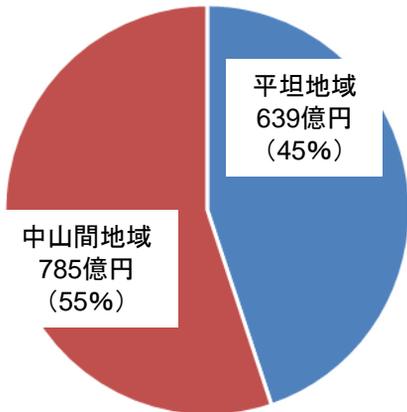
農林水産省「耕地及び作付面積統計」

農業産出額(H30)



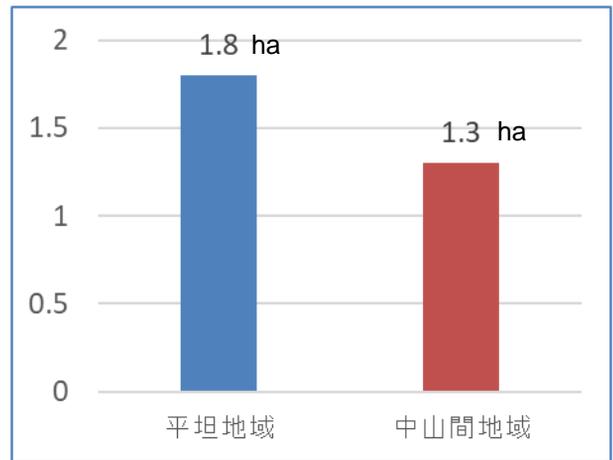
農林水産省「生産農業所得統計」

農業・農村の多面的機能評価額(R1)



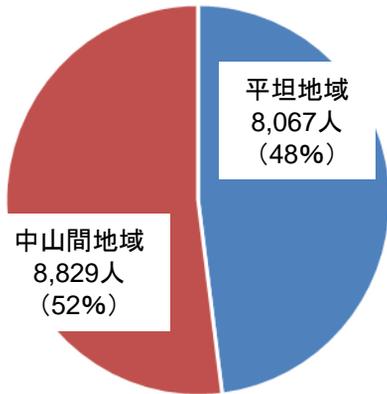
県農村振興課 推計値
 ※「食料・農業・農村基本問題調査会」で示された方法をもとにした代替法により県が算出

1経営体あたりの経営農地面積(R2概算)



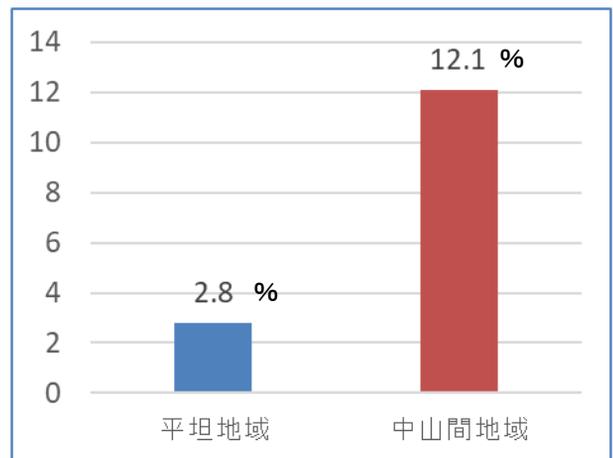
農林水産省「2020農林業センサス」(概算)

基幹的農業従事者数(65歳以上)(R2概算)



農林水産省「2020農林業センサス」(概算)

畦畔率(R1)



県農産園芸課 算定値
 (農林水産省 耕地及び作付面積統計をもとに算出)

主な取組み

- ・中山間地域を守り育てる対策の「主な取組み」は、第6章の1の重点施策の内、中山間地域で特に重点的に取り組む施策や中山間地域でも取り組む「再掲」の施策を、4つの基本方針ごとに整理したものです。
- ・なお、各項目の[括弧内]は、どの重点施策に位置付けがあるかを示しています。
※ (例)(1)①は、基本方針(1)の「①担い手の経営発展への支援強化」を示す。

(1)ぎふ農業・農村を支える人材育成

中山間地域において、将来に渡って持続可能な農業を実現するため、中核的な担い手を育成するとともに、経営の安定化を図ります。

■経営環境の変化に対応できる経営体の育成 [(1)①]

○中山間地域の厳しい状況の中でも、一定の所得確保を実現できるよう、昼夜の寒暖差などを活かした中山間地域ならではの新品目・新技術の開発を進めるとともに、現地実証や研究会の開催などにより開発技術等の早期普及を推進します。さらに、有望な新品目等の導入に必要な機械・施設の整備への重点的な支援や、技術・経営両面での伴走支援の強化を図るほか、遊休農地の発生防止に向け、将来の地域農業のあり方を示す地域計画の策定を促進します。

■スマート農業技術の共同利用の推進 [(1)③]

○中山間地域では、急峻な斜面や畦畔の面積が大きいため、農地の維持・管理の負担が大きく、担い手の規模拡大の妨げとなっています。このため、省力化・軽労化につながるリモコン式草刈機などのスマート農業機械・機器の導入を重点的に支援します。また、導入経費の縮減に向け、共同利用を推進します。

■誰もが熟練農業者と同等の収益が得られる農業の実現 [(1)③]

○熟練農業者が持つ「匠の技」をデータ化し、中山間地域の条件・特性等に対応した技術継承や技術向上を促進します。

■集落営農の体制づくり、後継者育成 [(1)④]

○中山間地域では、多くの地域で集落営農組織が中核的な担い手となっている一方、集落営農組織の経営が行き詰まれば、担い手不在による耕作放棄地の急激な増加が懸念されます。このため、集落営農組織の経営安定に向け、設立間もない組織を中心に農業用機械・施設の整備を重点的に支援するほか、後継者育成に向けたオペレーター研修などの取組みを支援します。

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

中山間地域において、安定的な食料供給を実現するため、水田経営や家畜防疫体制を強化します。

■オーダーメイド型米づくりなどの推進 [(2)③]

○中山間地域で生産される米は、優れた食味を有するなど高く評価されていますが、全国的な知名度を有するまでには至っていません。このため、中山間地域の特色を活かしたブランド米の育成に向け、実需が求めるニーズを踏まえた、生産・販売への取組みを重点的に支援します。

■家畜防疫体制強化に向けた取組推進 [(2)④]

○飛騨地域では、令和2年2月時点で、肉牛生産においては県内の53%、豚肉生産においては県内の62%を占めるなど、県内でも主要な産地となっています。このため、飛騨家畜保健衛生所を移転・新築し、緊急を要する病性鑑定が実施できる体制を強化します。

■生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備の推進 [(2)⑤、(4)②]

○中山間地域では、冷涼な気候などを活かし高品質な農産物が生産されている一方で、過疎化の進展や不利な営農条件などが営農の支障となっています。このため、農地中間管理機構と連携したほ場整備や、地域の条件と特色を踏まえた農業を実現するための基盤整備を推進します。併せて、地域生活に直結する集落内道路や排水路などの生活環境基盤の整備を推進します。

○また、担い手への農地集積に取り組む地域や、地形的条件が不利な中山間地域では、生産基盤の整備に係る受益者負担の軽減を図ります。

■有機農業の取組推進 [(2)⑦]

○特産品や伝統野菜など中山間地域の気候や特性に合った作物を選定し、モデルづくりを進めることで、有機農業の取組面積の拡大を図ります。

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

中山間地域の豊かな自然環境や昼夜の寒暖差などを活かして生産された、夏秋トマト、夏ほうれんそう、桃、栗などの高品質な農産物のブランド展開を進めます。

■輸出品目拡大(生産対策) [(3)①]

○香港の中秋節に合わせた飛騨桃の輸出、ブランド発信力の高いEUへの恵那栗の輸出など、地域の主体的な取組みが進みつつあります。こうした地域ブランドの海外展開の加速化に向け、生産体制強化から現地販売PRまでの活動を幅広く支援します。

■新たな担い手の育成(飛騨牛) [(3)③]

○飛騨地域では、就農研修拠点「ひだキャトルステーション」を設置するなど、飛騨牛の新規就農者の育成を進めていますが、飛騨牛の就農には、牛舎整備に多額の費用を要することなどが課題です。このため、初期投資の抑制に向け、アパート牛舎等の整備を支援します

■農作業の分業化の促進(園芸産地) [(3)③]

○飛騨地域の夏ほうれんそうなど、生産量が年々減少傾向にある中山間地域の園芸品目があります。その主な要因として、出荷調製作業に労力を要し、経営継続・規模拡大が困難であることが考えられます。このため、作業の分業化などへの取組みを重点的に支援します。

■新たなブランド創出 [(3)④]

○中山間農業研究所において、桃、栗、花きなど、現地に適した新品種の育成を進めており、これまでに、飛騨おとめ(桃)などを開発しています。このような優れた新品種については、農林事務所が試験研究機関や産地などと連携し、生産現場への普及を進めます。

■新品種・品目等の育成、新技術の開発 [(3)⑦]

○シクラメンやカラーピーマンなど、中山間地域に適した新品種・新品目の創出や、栽培管理技術の開発を行うとともに、東濃地域を中心とした栗については、ドローンを活用した防除や自動収穫機など、作業の省力化につながる技術開発を進めます。

(4) 地域資源を活かした農村づくり

中山間地域の急傾斜な畦畔など不利な条件下でも、農業の多面的機能を十分に発揮できるように、農村の維持・増進を図るとともに、地域資源を活かした農村づくりを進めます。

■守るべき農地の遊休農地化を防止する活動を支援 [(4)②]

○遊休農地は、中山間地域で7割を占めており、発生防止に向けた取組みが喫緊の課題です。このため、「中山間地域等直接支払制度」など、地域ぐるみで農地を保全する取組みを支援するほか、急傾斜地等を含む農地の利用状況調査等に係る事務負担の軽減に向けたタブレット端末の導入などを支援します。

○また、関係機関との連携により、除草等を行う「農地イキイキ再生週間」を設定し、遊休農地解消の取組みをPRします。

■地域ぐるみでの鳥獣害対策と広域的捕獲を推進 [(4)②]

○鳥獣被害は、これまでの対策が奏功し、近年減少傾向にありますが、依然として山間部を中心に発生しており、耕作意欲の減退の要因となっています。このため、引き続き集落単位で行う追い払いや捕獲、防護柵設置などを支援するほか、地域での捕獲体制の整備や人材育成、複数市町村に跨る広域的な捕獲を推進します。また、被害防止対策が難しく、群れで行動するサルについては、狩猟者だけでなく地域ぐるみでの捕獲体制の構築が必要なため、地域住民に対し専門家による指導や捕獲に係る研修などを実施します。

■関係人口の増加に向けた「ぎふ農村ワーケーション」等の推進〔(4)④〕

○田園回帰指向の高まりやデジタル化が進展する中、中山間地域において、ワーケーションの取組みを充実するため、体験施設と宿泊施設が連携したワーケーションプランの開発などを支援するとともに、情報発信や参加者募集などのプロモーションを一体的に実施します。

■棚田を核とした棚田地域の振興 〔(4)④〕

○棚田地域振興法の制定を契機に、棚田の魅力が見直されるとともに、棚田を有する集落では棚田を地域活性化のツールとして活用する動きが生まれつつあります。このため、都市住民が棚田の保全に取り組む「ぎふの棚田応援隊」の活動を推進するほか、棚田地域の生活、伝統文化や景観などの魅力を体感する「棚田塾ツアー」を実施し、棚田地域の関係人口の拡大を図ります。

中山間地域における目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
新規認定農業者数	61人	累計356人
スマート農業技術導入経営体数	108経営体	累計629経営体
集落営農育成数	6組織・人	累計33組織・人
水稲作付面積	10,685ha	10,600ha
生産基盤の整備面積	—	累計1,500ha
夏ほうれんそう共販出荷量	6,321t	6,350t
新たな実用技術課題数 (※畜産、水産関係の課題除く)	—	累計 25課題
農地維持活動に集落で取り組む協定面積 (内、中山間地域等直接支払制度分)	9,134ha	9,150ha
遊休農地面積	521ha	521ha
ワーケーションに取り組む施設数	—	累計50施設
活動計画認定棚田数	0箇所	累計50箇所

■基本方針ごとの重点施策 目標指標一覧

(●は主な目標指標 ※主な目標指標については、単年度目標値も併記)

	指標	現状値 (R1)	目標値 (R7)												
(1) ぎふ農業・農村を支える人材育成															
1	新規認定農業者数	105 人	累計 600 人												
2	●担い手育成数(類別)	473人・経営体	累計 2,200人・経営体												
	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>440</td> <td>880</td> <td>1,320</td> <td>1,760</td> <td>2,200</td> </tr> </table>	年度	R3	R4	R5	R6	R7	目標値	440	880	1,320	1,760	2,200		
年度	R3	R4	R5	R6	R7										
目標値	440	880	1,320	1,760	2,200										
	・新規就農者(人)	93	累計 500												
	・雇用就農者(人)	187	累計 800												
	・定年帰農者(人)	153	累計 750												
	・農業参入法人(法人)	16	累計 75												
	・集落営農(組織・人)	24	累計 75												
新設	農業者と福祉事業所のマッチング数	38 件(R2)	138 件												
新設	農福連携に取り組む主体数	129 事業者(R2)	205 事業者												
3	スマート農業技術導入経営体数	238 経営体	累計 1,000 経営体												
4	担い手育成数のうち集落営農【再掲】	24組織・人	累計 75組織・人												
5	農地維持活動に集落で取り組む協定面積	28,918ha	28,900ha												
6	多面的機能啓発活動実施回数	76 回	累計 350 回												
(2) 安心して身近な「ぎふの食」づくり															
7	●地産地消率	48%(R3)	52%												
	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>52</td> </tr> </table>	年度	R4	R5	R6	R7	目標値	49	50	51	52				
年度	R4	R5	R6	R7											
目標値	49	50	51	52											
8	学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)	62%(R3)	66%												
9	6次産業化認定事業者数	93 事業者	累計 111 事業者												
新設	EC(電子商取引)等導入経営体数	149 経営体(R3)	250 経営体(R8)												
10	●ぎふ清流 GAP 実践率	—	35%												
	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>35</td> </tr> </table>	年度	R3	R4	R5	R6	R7	目標値	5	10	15	25	35		
年度	R3	R4	R5	R6	R7										
目標値	5	10	15	25	35										
11	ぎふ清流 GAP 消費者認知度	—	25%												
12	HACCP 方式に取り組む畜産経営体数	31 経営体	累計 55 経営体												
13	水稲作付面積	2.5 万 ha	2.5 万 ha												
14	豚の飼養頭数	51,000 頭	116,000 頭												
15	養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守状況	100%	100%												
16	基盤整備実施地区の担い手への農地集積率	57%	70%												

17	基幹的農業用水路の健全度割合	—	90%												
新設	米粉用米・加工用米作付面積	664ha (R3)	1,260ha												
新設	WCS用稲作付面積	208ha (R3)	300ha												
18	地方卸売市場におけるBCP策定	1 市場	累計 9 市場												
新設	有機農業の取組面積	97ha (R2)	190ha (R12)												
新設	有機農業指導員育成数	10 人 (R3)	50 人 (R12)												
(3) ぎふ農畜水産物のブランド展開															
19	●飛騨牛の輸出量	51.7t	100t												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		年度	R3	R4	R5	R6	R7	目標値	60	70	80	90	100
年度	R3	R4	R5	R6	R7										
目標値	60	70	80	90	100										
20	鮎の輸出量	1.3t	10t												
21	柿の輸出量	51.9t	100t												
22	大都市圏における飛騨牛取扱店の認定数	—	累計 80 店舗												
23	飛騨牛認定頭数	9,784 頭	10,500 頭												
24	ポーノブラウン造成頭数	0 頭	累計 12 頭												
25	夏ほうれんそうの共販出荷量	6,321t	6,350t												
26	いちごの共販出荷量	1,176t	1,180t												
27	コンソーシアムにおける連携開発事例	—	累計 20 事例												
28	漁業者による鮎漁獲量	213t	350t												
29	県が新たに育成した農産物品種登録(出願)数	—	累計 10												
30	新たな実用技術(実用段階)課題数	—	累計 100												
(4) 地域資源を活かした農村づくり															
31	浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合	—	100%												
32	●地域防災力の向上に取り組むため池数	—	累計 270 箇所												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>26</td> <td>87</td> <td>148</td> <td>209</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table>		年度	R3	R4	R5	R6	R7	目標値	26	87	148	209	270
年度	R3	R4	R5	R6	R7										
目標値	26	87	148	209	270										
33	遊休農地面積	716ha	716ha												
34	中山間地域の生産基盤の整備面積	—	累計 1,500ha												
35	鳥獣による農作物被害額	2.0 億円	1.0 億円												
36	農振農用地面積	43.8 千 ha	43.8 千 ha												
37	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認知度	45.6%	100%												
新設	長良川の鮎資源量	441 万尾 (R4)	1,000 万尾 (R13)												
38	活動計画認定棚田数	0 箇所	累計 50 箇所												
39	農林漁業体験者数	214 千人	300 千人												
40	ぎふの田舎応援隊登録数	289 人	累計 1,000 人												
41	ぎふジビエ販売量	22t	75t												